

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和3年9月8日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後2時54分

### 出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 教宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	林 紀夫君
企画課長	原 田 徳仁君
住民課長	猪狩 力君
生活環境課長	黒澤 真也君
産業振興課長	坂 本 隆広君
参事官兼都市整備課長	竹原 信也君
教育総務課長	飯塚 裕之君
主幹兼企画課長補佐	田 村 剛君
主幹兼都市整備課長補佐	田 村 健太郎君
総務課課長補佐兼秘書係長	松 本 真樹君

生 活 環 境 課 長 僅 佐 係 環 境 衛 生 長	大 館 衆 司 君
産 業 振 興 課 長 僅 佐 係	大 森 研 一 君
企 画 政 策 課 企 画 係 長	吉 田 豊 君
生 活 環 境 課 主 任 除 染 対 策 環 境 係 長	三 瓶 一 也 君
産 業 振 興 課 主 任 商 工 観 光 環 境 係 長	若 松 津 美 君
都市整備課主任 兼下水道係長	渡 邊 修 二 君
産 業 振 興 課 商 工 観 光 係 主 環 境 係 査	山 口 学 君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	小 林 元 一
議会事務局主任 兼 庶 務 係 長	杉 本 亜 季
議 会 事 務 局 査 庶 務 係 主 査	黒 木 裕 希

説明のため出席した者

〈内閣府〉

内 閣 府 原 子 力 災 害 現 地 対 策 本 部 副 本 部 長	辻 本 圭 助 君
内 閣 府 原 子 力 災 害 現 地 対 策 本 部 総 括 班 長	黒 田 浩 司 君
内 閣 府 原 子 力 被 災 者 生 活 支 援 チ 一 ム 参 事 官	野 口 康 成 君
内 閣 府 原 子 力 災 害 現 地 対 策 部	千 代 昂 志 君

〈環境省 福島地方環境事務所〉

環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 勿 所 所 長	秦 康 之 君
--------------------------------	---------

環境省福島地方  
環境事務所次長

庄子真憲君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部環境  
再生課課長

須賀義徳君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部廃棄物  
対策課廃棄物  
処理施設  
運営管理室室長

西山卓也君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部仮置場  
対策課課長

澤邦之君

環境省福島地方  
環境事務所中間  
貯蔵部輸送課  
課長

杉浩行君

#### ＜相双建設事務所・富岡土木事務所＞

相双建設事務所  
道路・橋梁課  
課長

小水歐貴君

相双建設事務所  
道路・橋梁課  
主任主任査

野口文孝君

相双建設事務所  
道路課課長

山口孝太君

相双建設事務所  
道路課主任主任査

高久領歐君

富岡土木事務所  
道路・橋梁課  
課長

佐藤和志君

#### 付議事件

1. 帰還困難区域の復興・再生に向けた政府の取組について
2. 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について
3. 特定復興再生拠点区域内の整備状況を踏まえた立入規制緩和について
4. 移住定住促進事業について
5. 富岡駅前商業活性化事業について
6. 富岡町下水道事業経営戦略に基づく汚泥の共同処理事業について
7. 県道小野富岡線高津戸工区の事業説明について

報告事項

1. 町立小中学校の校章の決定について

その他

開 会 (午後 2時54分)

○議長（高橋 実君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名です。欠席議員はなしであります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、辻副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、秦所長及び各担当者の皆さんです。並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきます。

町長。

○町長（山本育男君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、内閣府から帰還困難区域の復興・再生に向けた政府の取組について、環境省から除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分場の状況についての説明を受けるとともに、町からは令和5年春の避難指示解除を目指し調整を進めております。特定復興再生拠点区域内の整備状況を踏まえた立入規制緩和についての1件、移住等の促進及び交流関係人口の拡大に向けた取組に関する説明といたしまして、移住定住促進事業について、富岡駅前商業活性化事業についての2件、9月定例会への提出を予定しております規約の新規制定案件の内容を含めた事業内容の説明といたしまして、富岡町下水道事業経営戦略に基づく汚泥の共同処理事業についての1件、福島県から県道小野富岡線高津戸工区の事業説明についての1件、報告事項といたしまして町立小中学校の校章の決定についての1件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、内閣府、環境省及び福島県からの説明案件も含め、本町の復興・再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、内閣府の辻副本部長及び環境省の秦所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、辻副本部長よりお願ひいたします。

辻副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 内閣府原子力災害現地対策本部副部長の辻本でございます。今日は、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。詳しくはまた説明を後ほどさせていただきますが、まず冒頭、震災後10年を経てもなお、本日のテーマでございますけれども、帰還困難区域、避難指示が継続している事態について、改めて富岡町の皆様、議会の皆様、議長、町長を含め、関係の皆さんにおわび申し上げます。その上で復興に向けた取組について後ほど説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、環境省を代表して秦所長よりお願ひいたします。

秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 環境省の福島地方環境事務所所長、秦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。この夏より福島でお世話になっております。本日は、特定復興再生拠点におきます除染解体事業、それから中間貯蔵施設への輸送の状況、旧エコテック、特定廃棄物の最終処分場の進捗状況等につきましてご報告をさせていただきます。とりわけ特定復興再生拠点の事業につきましては、事業の着手に時間を要しております、皆様方には大変ご心配をおかけして申し訳ございませんでした。急速に現在体制を構築しつつございますので、来春の準備宿泊に向けて支障が出ないようにしっかりと対応してまいる所存でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に自己紹介をお願いします。初めに内閣府、次に環境省の順にお願いいたします。野口さん、どうぞ。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 内閣府原子力現地対策本部の野口でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 内閣府原子力災害現地対策本部総括班長、黒田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 千代さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部（千代昂志君） 内閣府原子力災害現地対策本部の千代と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 環境省福島地方環境事務所次長の庄子でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 環境再生課長の須賀です。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 西山室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） 廃棄物処理施設運営管理室長の西山です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） 仮置場対策課長の澤と申します。どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 杉課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 中間貯蔵部輸送課長の杉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、帰還困難区域の復興・再生に向けた政府の取組についての説明をお願ひいたします。

説明は着席のままで結構ですので。

辻副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） まず、冒頭こちらの資料、題名は「帰還困難区域の復興・再生に向けた政府の取組について」という形で説明をさせていただきます。

中身に入る前にちょっと状況を申し上げます。先月、8月31日でございますけれども、冒頭申し上げました、10年間手つかずで白地地区につきまして、政府としての方針を発表させていただきました。この内容も含めて、また帰還困難区域全体の復興・再生に向けた取組につきまして、富岡町の皆様方とも調整させてもらい進んでいる状況も含めて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、申し訳ありません、座らせていただきます。ページをめくっていただきまして、まず1ページを御覧ください。今日大きく3点説明をいたします。1点目が避難指示解除済み区域における復興の状況、これ簡単に触れさせていただきます。2番目としまして、再来年に迫ってまいりましたけれども、特定復興再生拠点区域内における整備状況でございます。3点目が、先ほど申し上げました特定復興再生拠点区域外の今後の方向性についてという形でございます。拠点区域外の話についても3番目で説明いたしますけれども、まずはどういうふうな状況になっているかというのを改めて説明させていただいた上でいろんなご指摘をいただければと思いますてこういう構成にしております。

めくっていただきまして、2ページを御覧ください。避難指示区域の現状であります。これも説明は多くはいたしませんが、当初ありました避難指示解除準備区域、居住制限区域等々につきましては全て解除済みでございますけれども、帰還困難区域が残っていると。帰還困難区域につきましては、復興再生拠点区域、富岡町の場合ですと2023年に全域春解除を目標にしているというところであります。一方でその下に最後ございますけれども、帰還困難区域、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除するという政府の方針が定まっております。ただ、今までこの方針はあるものも具体が見えていないという形で地元からお叱りを受けていたと認識しております。

めくっていただきまして、3ページは避難指示の解除の現状でございます。これは、こういう形で進んでいるということで御覧いただければと思います。

続きまして、4ページでございます。復興の取組につきましてちょっと簡単に触れさせていただきます。生活関連サービスという形で右の絵を見ていただきますと、もうこれは私が言うまでもなく、さくらモールとみおか、ふたば医療センター、富岡わんぱくパーク等々の形でのサービスがこういう

左の時系列で書いてありますように進んでおります。

めくっていただきまして、5ページでありますけれども、復興に向けた取組②番といたしまして生活インフラ、にぎわい創出という形で、昨年の3月でありますけれども、JR常磐線の全線開通という形で帰還困難区域の一部につきまして先行的に解除させていただいたというところでございます。

6ページを御覧ください。町のにぎわい創出の一環としまして移住、定住の促進というのをこの春、本年度からこれは復興庁を中心に進めさせていただいております。移住、定住の促進の背景とかで書いておりますけれども、とにかく人口をどう増やしていくか、にぎわいをどう増やしていくかって非常に重要だと思っております。その観点から、その下の赤い枠でございますけれども、1つ目として自治体の支援、これは県及び12市町村の創意工夫を生かした事業という形でこういうご支援をさせていただくという形であります。具体化をこれからどんどん図っていくというものでありますし、この移住定住センターにつきましても富岡の地に設置をさせていただいて、富岡を中心に移住、定住を浜通りどう進めていくかという取組をさせていただければと思っております。また、2番目、個人支援金という形で書いておりますけれども、外から入ってこられる方の移住、定住も非常に重要であろう、人口を増やすという意味でございます。その意味では、移住支援金、起業支援金という形でこういう形でのご支援をさせていただく方向でまず取組が進んでいますというところであります。具体的にどういうふうな形で起業が進むのか、移住が進むのかというのは、まさにこれは町とも相談、調整させてもらいながら進めていければと思っております。

めくっていただきまして7ページで、固まりの2つ目であります特定復興再生拠点区域内における整備状況であります。

8ページを御覧ください。ここも言うまでもないところでありますけれども、下を見ていただきまして2023年春頃を目標に現在、後半環境省からご説明がございますけれども、除染を含めた部分、加えて町のインフラ整備というのを進ませていただいているところであります。

めくっていただきまして、9ページであります。特定復興再生拠点区域の解除に向けた準備状況という形で、生活インフラ、生活関連サービス等々、現状について記載をしております。この趣旨は、これから秋、富岡町をはじめとして、ほかの帰還困難区域を抱える自治体におかれでは住民説明会等々も開始してまいります。そのときに、拠点に戻っていただく際に拠点でどういうふうなインフラ整備ができているのかというふうなところを見ていただいて、まずは拠点の復興をどう考えていただくのか捉えていただくかって非常に重要だと思っていまして、こういうような現時点での整理というご報告をさせていただいているところであります。上水道、下水道、道路を含めまして、今まさに進んでいる状況でございます。また、住民の方々に非常に重要な生活関連サービスで防犯、防火の観点、このパトロールを実施していく等々の話、また防犯カメラの話につきましても町とも相談をさせてもらいながら進めているところ、住宅についても同様でございます。

めくっていただきまして、10ページでございます。準備状況その2としまして除染の状況、これは

現時点での完了状況について記載をさせていただいているし、またこれは後ほど詳しく次の議題で議論があろうかと思います。また、放射線不安対策等々につきまして、引き続きしっかりと取り組んでいくというところであります。また、今後の予定でございますけれども、右下であります。2022年の春頃をめどにこれも町、議会とも十分相談させてもらいながら準備宿泊といったものを進めていかないだろうかということを考えてございます。

説明がちょっと早過ぎてすみません。11ページに参ります。拠点区域外の今後の方向性でございます。

めくっていただきまして、12ページであります。これ、先ほどちょっと申し上げました政府方針、あとまた12ページの下でこれまでの取組の現状について整理をさせていただきました。

めくっていただきまして、13ページでございます。白地地区につきましては、大変いろんな要望といいますか、強いご指摘、さらにお怒り含めていただきてまいりました。その中で、今回8月、政府として決定をさせていただいたのが左の下、赤い四角のところでございます。帰還・居住に向けた対応というところであります。後ほど説明いたしますが、一番下を見ていただきますと、(1)の3番目でございます。拠点区域外のご自宅に戻りたい住民の方々、こういった方々に向けて避難指示解除する方針を今回決定をさせていただいたというものです。右には、(2)で土地活用に向けた対応というのを書いてあります。これは、昨年の12月に同じく決定をさせていただいたものでありますけれども、これは実は飯館村でこういうような土地活用という形での避難指示解除があるのではないかとご要望を受け進めていただいているものでございます。

中身について説明いたします。14ページであります。特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方でございます。これは、8月31日に政府として総理以下、全閣僚出席の下で決定した内容でございます。現在この説明をご関係の地元自治体に説明をさせていただく段階に入っておりますけれども、今回まずは富岡町で一番最初に説明させていただく機会をいただいたことを改めて御礼申し上げます。

中身について申し上げます。(1)のところであります。これは、2020年代をかけて帰還意向のある住民が全て帰還できるように、帰還意向を丁寧に把握し、確認させていただきながら、拠点区域外への避難指示解除の取組を進めるというものでございます。ポイントを幾つか申し上げます。帰還意向の確認につきましては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して複数回実施するということ。また、営農に関しては帰還意向確認と併せて意向確認をし、自治体と協議しながら対応していくという点でございます。2点目、除染の開始時期であります。これは、拠点区域の避難指示解除後に遅滞なく除染を開始するという方針でございます。除染範囲であります。これも後ほどご質問たくさんいただけると思いますので、またその際にもご説明いたしますが、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減する。これは当然であります。これをするために、住民の安全、安心に万全を期すためにどの範囲を除染していくのかについて地元自治体と十分協議、検討させていただくこと

を考えております。予算財源につきましては、これは国の負担でさせていただくということであります。その他のところございますけれども、当然お戻りになる際には生活のインフラが非常に重要になってまいります。特に道路ももちろんそうであります。そういったところについては効率的に実施をしていく、拠点との連携、連動をどう図っていくかという点もポイントになろうかと思います。また、立入制限の緩和につきましても、今日の町の議題の後では拠点に関してはございますけれども、あわせて同じような考え方で拠点外についてもお考えをいただくということはできないだろうかという趣旨でございます。また、これもお叱りを受ける部分があると思っています。帰還する住民の声を聞いて帰還を進めていくというふうなのが政府の方針でございますけれども、帰還されない住民はどうするのかと、その土地についてはどうするのか、それは当たり前のご指摘はたくさんあると思います。これにつきましては、帰還意向のない土地、家屋の扱いについて引き続き重要な課題であると。地元自治体と協議を重ねつつ検討を進めるというふうな形になっております。この点、本日この時点におきましても、はつきりとした回答ができないことも改めてまずおわび申し上げます。

(2) でございます。当然ながら本日説明させていただく資料の題名にもございましたけれども、この地域全体の復興・再生が非常に重要だと思っております。そのためにも自治体への個別支援の推進と書いておりますけれども、先ほど申し上げた移住、定住を含めまして、富岡町が抱えておられる、直面しているいろんな課題につきまして、これは政府を挙げていろんな形でしっかりと対応させていただくような体制にしていこうというものでございます。

めくっていただきまして、15ページを御覧ください。今申し上げたところとちょっと重なる部分もございますけれども、改めてこういう形で説明とお願いとご意見を頂戴できればと思います。帰還のご意向につきましては、複数回にわたり2020年代を通じて取組を進めるというものでございます。この2020年代につきまして、これはいろんなご意見を実は頂戴いたしました。私自身、富岡町の帰還困難区域はもちろんですけれども、浪江、双葉、大熊、葛尾、飯館村の帰還困難区域、拠点外については何回も足を運ばせて見させていただきました。朽ち果てている家を見て、本当に心が痛みます。申し訳ないです。また、非常にきれいなご自宅もたくさんございました。いつでも戻れるようにというようなご自宅ありました。そういう中で、ご自宅に戻りたいという声がある、これを何とか実現したいということで今回政府の方針につながっているところでありますが、一方で避難先で既にお子様が中学生、高校生で今すぐ戻れないという声も実は直接何回もお聞きしました。そういうことを考えていくと、若干長いと思われるかもしれません、住民の皆様の生活の状況に応じまして何回もご判断、確認をいただく機会を通じていくという、そういう意味での2020年代と思っていただければと思います。それが下のところにありますけれども、意向の確認、除染、避難指示解除のサイクル、これを複数回行わせていただけないだろうかというふうな思いでございます。

2番目、ご意向の確認、進め方、これにつきましてはよくよく地元の自治体とも相談させていただくような、丁寧に進めていければと思っています。これも私も今議会に関しての説明というのは今回

富岡町が初めてでございますけれども、8月31日に政府決定した後に各町を回らせていただきました。首長さん、町長さん、村長さん、いろんな方々とお話しする際に、相当町、村によって状況が違います。帰還意向の仕方もかなり違ってくるという印象を受けております。含めて、これも各町、村で最もやりやすい方法でどういうふうにするかというのをご意見を頂戴しながらしっかりと進めていければと思います。また、帰還のご意向のある方につきましては、当然なりわいという観点から営農の再開というご要望もあろうかと思います。これについてもご意向も確認させていただくことを考えております。

また、帰還、ご自宅に帰りたいというご意向に関しまして、先ほどちょっと申し上げましたけれども、帰還に必要な箇所の除染、これもなかなかちょっと抽象的になるかと思いますけれども、一言申し上げれば例で書いていますが、当然ながら生活に必要な道路は除染をしてまいります。また、ご自宅といつてもご自宅のへりだけをやるのではなくて、生活をしていただくのに必要な周辺の部分が出てこようかと思います。この部分につきましても、富岡町ともよくよく相談しながらどういう範囲を除染をしていくのか、区域をしていくのかというところについてまた議会からもご示唆、ご意見いただきながら考えていくべきかとおもいます。今日は、まさにそのための最初のスタート地点だと思っております。

また、除染の方法で、今申し上げたところでありますけれども、生活関係の放射線量を着実に低減するということが当然だと思っていますので、この範囲をどうするかというところについてもいろいろなご指摘をもらいながら考えていくべきかとおもいます。

また、ご意向の確認につきましてはできるだけ速やかに、また除染につきましては特定復興再生拠点の避難指示解除後、これもシームレスに帰還意向の確認を踏まえながら遅滞なく、これは2024年度めどかと思っておりますけれども、これを開始できるようよく相談しながら進めていければと思っております。

また一方、既に町長からもっと早くできないのか、どうして進めないのかというようなご指摘もいただいております。また、本当に双葉、大熊、浪江、富岡町もそうですし、町によって事情が違います。そういう中で、どういう形で進めていくのがいいのかというところも含めて、最後の四角にございますけれども、今後地元の皆さんと相談しながら具体化といったものを進めていければと思っております。

いろんなご指摘があろうかと思います。本日は何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行いますが、1ページから15ページまでただいま辻本副本部長が説明しましたので、文書と、今の説明の中で、何ページのこの部分ということで質問してください。ありますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） これは全般に入りますので、このページというのはちょっとないので。でも、

大体は分かるでしょうから。2ページに避難指示解除準備区域と居住制限区域、もう全て解除済みなのです。この全て解除済みのところと帰還困難区域の拠点外、この区域と同じ富岡の町民なのです。片や戻らなくても解体除染はしてもらいたいのです。同じ富岡町民が白地地区の場合は、2020年代に戻らなければ解体除染してもらえないのです。だから、戻れば解体除染してもらえる、戻らなければ駄目だって公平性に欠くのです。既になったところは、もう戻らない更地がいっぱいあります。この不公平をどのようにして埋めればいいか、その辺を聞きたいのと、あと同じ帰還困難区域でも白地地区でも外縁除染というのが最近できまして、該当する建物の56%が解体除染してもらえるのです。主要道路から20メートルということで。だけれども、この帰還困難区域の白地でも44%、ますます不公平の格差が生まれてくるのです、富岡町の中で。戻れば解体してあげる、戻らなければ駄目だと、この理由を教えてください。

○議長（高橋 実君） 辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） ご指摘ありがとうございます。ご指摘の点については、本当に全くおっしゃるとおりだと思います。不公平感をどうなくしていくかというのは、しっかり取り組んでまいりたいと思います。今回まずは帰還されたい住民について解体除染を取り組ませていただければというのが今回政府の方針として決めさせていただいたところであります。10年間白地地区について何ひとつ決まっていなかったというところについて本当に申し訳なく思っております。その上で、今議員ご指摘のところ、白地地区の中でも解体除染がされるところ、解体除染がされないところについてなぜかというところ、この時点でまだ残された課題という形での位置づけとはなっておりますけれども、この問題とどう向き合っていくのかとしっかり考えながら対応を進めていきたいと思います。まず、帰還される住民の除染解体を進めさせていただければというのが今回の方針になっているということをちょっとご説明いたします。申し訳ありません。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 帰りたい人を、例えば今解体して、除染解体してくれると。帰りたい人が、全ての人が帰りたいと。でも、高齢だったり、例えば途中で亡くなってしまったとか、もう高齢の人はほとんど帰りたいと思います。そういったときに、私帰りたい、帰りたいって外縁除染に漏れた残り44%の方が国に除染解体してください、私帰りたいですからと言ってやってもらった後で、だけれどもちょっと今避難先に家を建ててしまったと、また富岡に建てる予算がないとか、もう今病院に通ってて、どうも要介護状態になりそうだとか、病院を変えたくないとか、子供も仕事を辞めるわけにいかないとか、孫も学校を変えるわけにいかないとか、結果的に帰ることができなかつたといったら、国はその町民の方にペナルティーを与えるのですか。

○議長（高橋 実君） 辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 私自身、本当に何回も帰還困難区域回らさせていただいた中で、帰還したい住民の声にどう応えていくかって本当に重要だと思っています。

今議員からご指摘いただきました帰らないとペナルティーがあるかという点でございます。そういうことは決してないというふうに私はしっかりとやっていきたいと思います。今政府の方針としてこういうのが出たばかりでありますと、制度はまだ具体化できておりません。まだ実際に住民のご意向まで確認はできておりません。ただ、まずは何よりも住民の方々の声をしっかりと聞いて、帰りたいという方にどう取り組んでいくかというところを取り組んでいきたいと思います。ただ、改めて申し上げますけれども、ペナルティーって果たして起きるかと、そういうことはないように、私は現地の代表として、現地の責任者として、東京とはしっかりと取り組んで議論をしていくつもりでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） よその町に大変失礼な言い方で申し訳ないのですけれども、富岡町は平たんなところが白地になっているのです。それで、奥山の崖が多いところとか、本当に山奥で人が住んでいたのだと、そういうところではないのです。そういう中で、例えば町が土地利用計画とか都市何とか計画とかいろんな計画が上がったときに、それは国がよく今までいろんな言葉使っているのだけれども、その町、町の事情に応じて検討するということですから、帰還困難区域の白地を持っている町村をみんな一律に同じに扱うではなくて、状況は聞きますよと、それでよろしいですか。

○議長（高橋 実君） 辻副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、私自身回っていって、本当に各町、村、状況が全然違っているところがございます。まずは、その町、村ごとの状況に応じて何が一番最大限できることなのかというのをしっかりと取り組んでいきたいと思います。また、今もさせていただいているけれども、富岡の中でも産業誘致の形とか、そういう形での復興の在り方もあるかと思います。そういうようなご意見もいただきながら、しっかりとやらせていただければと思います。ただ、1点だけちょっと申し上げますと、先ほどの議員から富岡平たんな土地というのをご指摘がございました。私も何回も回りまして、まさに平たんな土地で、これは私の個人的な印象で大変申し訳ありませんけれども、復興が早い、取組が進めば今回の方針を使っていただいて進んでいけるものがあると思います。一方で、結構山があるところがございます。私も直接浪江の津島の住民からご指摘いただきましたけれども、今回はたとえ津島の山奥の一軒家であっても住民の方が戻りたいというご意向があれば、それはしっかりと取り組ませていただくという方針でしていこうと思っています。これは他町の例でございますけれども、一言申し上げたかったのは極力今回つくさせていただいた政府方針の中で、住民の声、町の声、議会、議員の先生方の声にどう応えていくかというのを現場の声を含めながら取り組んでいければと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかには。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。2点だけお願ひします。

6ページの自治体支援の移住、定住のところなのですけれども、ここで移住者のための住まいの確

保というのがあるのですけれども、これちょっと分かりにくいので、もうちょっと詳しく説明してください。

それから、14ページ、今の7番議員さんのところともある程度ちょっと重なるのですけれども、(1)の最初の帰還意向のある住民というところのこの帰還意向という非常に曖昧な言葉なのですけれども、今いろんな状況は7番議員さんからあったと思うのですけれども、例えば二地域居住とか、メインが避難先にあって、こちらの家はサブでというような形、そういう形も可能性があると思うのですけれども、そういう場合も帰還意向があるとみなしてもらえるのかというか、どのぐらい柔軟性を持ってこの帰還意向というのを今の段階で考えているのかちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 副本部長、全部答弁してくれるのは大変ありがたいのだけれども、2人後ろに控えているのだけれども、野口さんと黒田さんか、そちらでもいいし、フォローに回ってくれても。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 分かりました。それでは、早速1つ目の住まいのところについては後ろの。

○議長（高橋 実君） 野口参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 移住のための住まいの確保でありますけれども、これ移住、定住につきましてはこれまでの施策も多分パッケージで取り組んでいく課題かと思います。それで、新たな予算も組んでおりまして、今現在富岡町では移住促進のための専門家を呼ぶというようなソフト事業にその予算を使っている部分もありますし、あとこの後町から説明があるかと思うのですけれども、移住者用の住宅の建設なんかも既に進んでいるかと思いますけれども、そちらはまた後ほど町から説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 2つ目の点、帰還意向の話であります。これも実は町、村と相談させてもらえばと思います。実は今まで回っている中で、ある町では行政区単位で説明をした上で個別に確認をするというふうなご提案をいただいたことがあります。また、住民説明会でという話もありますので、まずこういう考え方というのを説明させていただいて、その上で最後は除染につなげていくという一つのゴールですので、今拠点の中でもあるように、住民の同意書みたいな形も出てくるかと思います。それに類するものでの住民のご意向の確認というのは、いずれちょっと出てくるなと思います。これも含めてこれから議論かと思います。

また、二地域居住のご指摘がございました。今現に拠点外にお住まいできないという現実の中で生活はどこかで例えばいろんなことをされているのは間違いない、そういう状況だと思います。そういった中で、帰還、居住される際に当然ながら例えば週1日からまずは引っ越しして、2日週末やって、週3日とかいうふうな形での段階的な形になっていくんだと思っております。それを二地域居住という形であるならば、当然ながらそれは認めて、もちろんそれはやっていただきながら帰還をしっかり

していただくような環境を我々もつくっていくという形になろうかと思います。また、そういった形の実態を含めて議員並びに町当局からもいろいろ教えていただきながら、極力それを実現できるような形で、住民が生活できるような、安心できるような部分はどういうことかというのを考えながら進めていければと思っております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 先ほどの町からこの後住宅に関してはというのがあったのですけれども、町は共同住宅に近いところのやつで今進めて、この後出てくるのだと思うのですけれども、長くここに移住して住んでいただきたいとなると、やはり一戸建ての通常の家に住んでほしい、住みたいという人もいますし、あるのです。なかなかその部分って、民間のやつになるのですが、避難地域の12市町村以外だと通常は空き家をどうするかという対策でいろんな解決策があるのですけれども、この場合は環境省で公費解体をしていただいているので逆なのです。その逆のパターンがあって、逆に言うと中古の住宅がないというのが現実になってきているので、その中で移住を考えている人に新築をしなさいというのは非常にハードルが高い部分があって、その辺もちょっと理解していただきて今後の政策にしていただきたいというところで、ちょっと現状でそういう現状もあるのだということを分かられているのかどうかということなのですけれども。

○議長（高橋 実君） 野口参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 遠藤議員のご指摘、大変ありがとうございます。まさにおっしゃられているようなことは、今移住、定住の専門の方からもそういう意見を承っておりますので、これからのおの町の調整にちょっと反映させていただいて盛り込んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 先ほどの二地域居住というやつなのですけれども、1日からでもいいということであったので、そのところに関しては本当にパターンで、土地も何も要らなくて売ってしまいたいという人はまた話は別にしても、やはりそういう形で少しでも進めていただければと思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 1点だけ確認させてください。

最終ページ、15ページになるのですけれども、拠点区域外に帰還される方のご自宅に加えて出ているのですが、これは一つの例だと思うのですが、ただ今除染している中で一部国道の東側、道路に対してもやっていると思うのですが、その20メートルやっていただいている中において地権者の考え方、簡単に言うとここからここまでその範囲に当たらないかとか、そういう問合せが来ると思うのですが、これについてはいろんな面で期間が長かったので、ちょっとご丁寧に詳しく教えていただく指導はできるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 8番さん、それは後のやつで、環境省に聞いてください。

○8番（宇佐神幸一君） 分かりました。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今、二地域居住の件でちょっと議論ありましたが、二地域居住認めるというような話が出ましたが、二地域居住というのは我々富岡に住民票を置いて、いわきとか郡山、福島でいつまでも住んでいてもいいということなのですね。というのは、今二地域居住になっていますよね。私は、富岡に住民票置いていわきに住んでいます。そうすると、私の分の生活に係る、例えばごみ処理とか、そういう部分のいわき市にかかる金額を国が出していただいていると。そういう部分は、いつまでも国が認めて出してくれるという取り方でいいのですね。

あと、2ページ目の帰還困難区域はたとえ長い年月を要するとしても将来的に全て避難指示解除し、復興・再生責任を持って取り組むと書かれているのですが、長い年月は結構なのですけれども、一番帰りたい人が皆さん亡くなっているのです。それで、月日がたつにつれてもう帰れない状況になっている若い人たちだけが残ってくるのです。だから、そんなに長い時間をかけてもらっていても、戻りたい人がいなくなるという状況そろそろ始めてきているのかなと私は思うのですが、その辺の質問の中で、この一番最後なのですが、帰還のご意向については、一番最後です、複数回にわたり確認し、2020年代を通じてご自宅に帰りたいと思われる方が帰還できるよう取り組むということで、まずは白地地区、今の拠点整備の作業が終わったら白地地区に入っていくのだと思うのですが、白地地区は建物の件数が240件、全部で。今回の白地地区の除染解体に140件が該当するということで、100件がそこから漏れてくるのです。国の予算でこれだけ膨大な範囲をやっていながら、白地地区の除染ということで打ち出してもらったことは非常にありがたいのです。ただ、国の予算でこれだけ膨大な敷地面積をやっていた中で、なぜ富岡町で100件だけまたその次の段階にされるのかって非常に地元としては、私は不満があるのです。その辺も多分町から強く意向として全部除染だ、解体だよと言われているとは思うのですが、そこの部分が私は地元として納得いかないのです。その辺は、内閣府はどういうお考えなのですか。

○議長（高橋 実君） 辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） ご指摘ありがとうございます。まず、二地域居住に関して、私が申し上げたのは生活の拠点がまさにいわきにあって、だんだんと戻っていくときにそれを二地域居住という形で進めていくのは当然あるのだろうという話を説明いたしました。一方で、先ほどご指摘いただいた住民票の関係につきましては、すみません、ちょっとここは今私回答を持ち合わせておりませんので、どういうふうな形になるのかというのは改めて整理をさせていただけませんでしょうか。まず、私が現地の責任者としてやりたいのは、お戻りになる住民の方がしっかりと戻れるような形の環境をつくるというのをしっかりとやりたいと思います。ご指摘の中で住民票という位置づけが今まさに住民票を残されて避難されている方が非常に、議員もそうだとお聞きし

ました。どういうふうな形で対応させていただくのが一番いいのか、これはしっかりと対応について検討させてください。どういう形がいいのかというのは考えた上でしっかりと回答させていただこうと思います。1点目です。

2点目は、残り100件の話を含めて、本当にそこは申し訳ございません。あと、また一番帰りたい人がお亡くなりになっているというところ、これはほかの町の例でありますけれども、私手書きの手紙を見せられまして、ある副町長に、おばあちゃんの字でしたけれども、帰りたいけれども帰れない、早く帰させてください、副町長と書いてある手紙を見せられて、その方がもうお亡くなりになっているというのを突きつけられたことが昨年ですがございます。本当に心から、申し訳ないと思いました。10年の月日でそういう事態を引き起こしてしまったこと、また冒頭申し上げました2020年代というのもまだ長いと思いますけれども、私住民の方がお戻りになるのはこの10年が限界だろうと思っています。この10年のうちに国はできることをとにかくやっていくというところで、今回まずはという形で帰還困難区域で除染含めて、解体含めてという話でございます。また、解体残り100件のところにつきましても、先ほどほかの議員からもご指摘があったように、平地のところでの開発のしやすさ、もしくはにぎわいの取り戻しやすさとあろうかと思います。今回当然お戻りになる住民の方々に関しましては除染解体をしていきますけれども、これもこれから町当局とのご相談になりますけれども、立入規制緩和というのもぜひできないだろうかと思っています。私バリケードを見て、私の職務でやっていますけれども、あれを本当に申し訳ないと思っています、あの風景は。できれば、立入規制緩和をしつつ、当然ながら立入規制緩和をしたら防犯の観点も出てくると思いますので、防犯の観点から必要に応じて解体を進めていくといった形もできないだろうかというのが、今この方針の中にもその考え方の余地が入っている部分であります。それ等も含めて、残りの100件のところも実情をぜひ具体的なところで教えていただきながらどういう対応ができるかというのをしっかりと町とも相談させてもらひながら対応策を練っていきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 二地域居住に関しては明確な答えもらいましたが、今現状二地域居住しているのです。町民の人たちは、やっぱりこれも一番心配しているのです。いつ住民票を富岡から持つてこいと言われるのかなと。帰ってこないのなら富岡から持つていけと言われるのかなと。町民は、もうそういう不安を持っているのです。だから、こういうことは長期にわたっての政策ですので、やっぱり一日も早く、20年はいいよ、30年はいいよ、40年はいいよ、いるうちはいいよとか、そういう答え出してもらわないと町民の人たちは不安でしようがないのです。実際戻りたいといつても戻れないという人が町外に住んで、今言ったように二地域居住を認めてくれるのであれば多分そのままの答えですっといふと思います。戻りたいという答えで。だから、そういうことでそういう答えを持っている以上はいつかは戻ってくると思いますので、早くにその辺の答えは出していただきたい。

あと、白地地区の除染、残り今回該当になる部分140件、該当にならない部分100件ということで、

非常に困難区域は拠点整備を町が要望して復興拠点だよということで出せば除染解体を行うということで、それ以外は多分今まで全く手つかず状態でいってしまうのかなと思っていたのですが、今回外縁除染ということで道路敷から20メートル、宅地、山林、農地、それも一緒に解体も進めていくよということで、非常に地元の一人としてはありがたく受け止めてはいるのです。ただ、今言ったように残りの件数、該当しなかった人たちははどうするのよということで私は考えていますので、ぜひその辺も次から次と政策を出していただきたいと、そう思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかに。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 9番議員さんとダブるところがあるかと思うのですけれども、6ページの移住、定住につきましてはいろいろ町で様々な施策を行っていくと思うのですけれども、その中で私が心配なのは財政的なもので、再生加速化交付金等で拠点となるような建物とか人を呼ぶために造ったとして、造ったときには財政支援はあるけれども、それを管理するためのお金がどうしても厳しくなってしまう、そういう問題が今後出てくるということもございますので、ぜひ財政も含めて、富岡町の財政、町で考えなければいけないところなのですけれども、様々な、全国的に人口的には少なくなっている状況なので、どこの自治体も人口を増やすという施策はやっているかと思います。そういう中で、失敗例ではないのですけれども、こういったことをやるとちょっと厳しいのではないですかとか、そういうアドバイスを交付金申請する前に指導していただけたりしたらいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 野口参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 今議員からのご指摘、大変大事な部分でございます。実際我々は町と協議する中でも、非常に悩ましい部分でありますので、そこは本当に実際その施設を整備してどのくらい人が戻ってくるのか、それがどのくらい使われるのかということをしっかりと町と相談して、あるいは拠点の整備状況もしっかりと見ながら考えていきたいと思います。大事なご指摘であります。大変ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。なかなか財政状況も見通しが立たない。先ほど9番議員さんも言いましたけれども、現在は原発避難者特例法によって町外に避難されている方からも税金をいただいている状況で、やっと今の状況を維持しているような状況でございますので、そういう原発避難者特例法がいつまで続くのかであるとか、最低ここまで続くよとかという指針を明確に早めに出していただくと富岡町も財政を検討する上で、いろいろ新しい施設を建てるときとかでも見込めるのではないかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 今の財政についてのお答えでございます。まず、何よりもこの地域、復興をしっかりとさせると、これは国の責務であります。財政上でもご不安とか、そういったところはあろうかと思いますが、私たちもしっかりと財政当局とも調整しながら、今のご要望、ご意見を東京に伝え、復興庁と協議しながらしっかりとやっていきたいと思います。いろいろと年度の予算とかいろんなこともありますけれども、その辺りもしっかりと整理をできるようにしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。どうしても原発避難者特例法がなくなってしまえば、千数百人現在町民の方いらっしゃいますけれども、現在住んでおられますけれども、その方たちだけの税収ではもう今現在の状況を保つことすらできなくなってしまいますので、その辺りは早急にというか、なるべく早く示していただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） いろいろ話聞いていると、帰還する人のところは除染するとか、帰らない人にはそういうのはちょっと置いておくみたいな感じに受けるのですけれども、帰ってほしいのであればそんなの関係なくて、これだけ国は準備しましたよといって、そういうことをやってくれて人を戻すのが一番ではないかと私は思うのですけれども、やっぱりそこら辺で不公平よりもとても町民をばかにしているのではないのかなというのがすごく聞いていて腹立たしいのですけれども、やはり全部戻すのであれば、戻したい気持ちがあるのですよね、国は。皆さんを戻したいというのであれば、やはり全部除染して帰ってきてくださいというのが私は一番のあれではないのかなと思うのですけれども、その辺がどうしても、どうして国は、何か帰るのだったら除染してやるからなんていう考えがどうも私は納得しないのですけれども、その辺はやはり国とご相談して、どこでもそういうことを言うと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（高橋 実君） 辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 議員のご指摘、本当に申し訳ございません。先ほど途中で申し上げましたが、町長からも前回説明させていただいた際にそもそも全域除染が筋であるというふうなご指摘をいただきました。これは、私も浪江、大熊、双葉、葛尾、全部回った際にも全町長からも同じご指摘をいただいております。そういった中、まさに町民をばかにしている、腹立たしいということで、そういうふうに受け止めていたいたことは本当にこれは申し訳ございません。まず、人を戻すということをとにかくやりたいというのは、まさに私は本当にそう思っていますし、ここに着任するまでの2年間、東京でも復興の仕事をさせていただいて、この拠点外の仕事、これをつくるためだけに2年間やってきたようなものでございます。それでも、まだ全域除染という形までは至っていない点、これは申し訳ございません。ただ、1点、今回いろんな現場の工夫ができ

る制度だと思っていまして、どなたかお戻りになる人があればその周りは除染していくと、周辺もどんどん道路もできてという形の輪をどんどん広げていって、まさに議員ご指摘のところ、不公平のないような形で広げながら進めていけるような形にできないだろうかと、ぜひ取り組んでいきたいと思います。また、一方で残された部分についての課題が残るのは十分承知しております。今私この場面でお答えできるものを持っていないのは本当に申し訳ないし、情けない限りでありますけれども、どういう形でお答えができるか、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） やはり今おっしゃいましたけれども、帰ってくるところは除染しますよ、隣の人絶対帰ってこない、ずっと除染してもらわないでそこに住めると思いますか。それに、うちもそうなのですけれども、隣は戻ってきていないけれども、やはり遠いところにいるもので、草刈りとか何かってやっぱり昔のつながりでやってあげたりもするのです。でも、そこに住んでいて隣の人が来ないけれども草がぼうぼうで、やっぱり見ていられなくてやってあげるという人もいらっしゃるのです。そうなると、何かそれではちょっと人情的にすごく冷たいですよね、国というのは。だから、やっぱり私は全部やるべきだとは思うのですけれども、それは絶対駄目なのですか。

○議長（高橋 実君） 辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 議員からご指摘いただきました、お戻りになるご自宅の隣がそのままかという話があったかと思います。当然お戻りになる場合には、放射線量の低減という話もちょっと申し上げましたけれども、住民の方が安心して戻れるような形を、最後避難指示解除いたしますので、そういう意味ではたとえお隣がお戻りにならなくても、住宅のところについてはその周りを含めて除染をしていくという流れになろうかと思っています。そういう方向でつくっていこうと私は思っています。実際に除染範囲をどうしていくかというのは、お戻りになる方の声も聞きながら、町とも相談しながらありますけれども、自宅のご自宅の隣がそこで除染されずに終わるということが、これは決して起きないように、それはそういう形でしっかりと除染ができるような形での議論を進めていきたいと思います。また改めてなぜ全域除染できないかということに関しては、すみません、全域除染をするというようなお答えがまだ私にはできる状態ではございません。ただ、1歩でも2歩でも住民がお戻りになれるような形での、富岡町の復興が進むように、10年たってしまって本当に申し訳ないと思っています。これをこのまま時が過ぎていくことがないように進めていければと思います。

あともう一点だけ、最後私がこういうことを言うのも申し訳ありませんが、心の吐露をさせていただきますと、全域除染に関して、私ずっと東京でやってまいりました。2年間やってまいりましたけれども、申し訳ありません、一ミリも動きませんでした。すみません。結論は、進みませんでした。その中で、このままで何もないまま進むというのはこれはあまりにも申し訳ないということで、与党の先生方、額賀先生、公明党の井上先生含め議論させていただいて、提言をいただいて一歩進ん

だ……進んだかどうかご批判があろうかと思いますが、という思いであります。そういう意味でご批判ももちろんそのとおりであります。この10年間という時間を使ってしまって、特に戻りたいという方、ご高齢の方は時間が本当に残されていないと思っています。その方々に何とか対応できるような仕組みができないだろうかと思っております。またひとつご指導をいただければと思います。

○議長（高橋 実君） 今後の協議の中でまたお願ひして、よろしくお願ひしておきます。

ほかに。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 10ページについてなのですが、除染の状況についてというところで、2つ目のところで、令和3年度末までに約9割の完了を見込むということになっているのですが、右側の下の今後の予定として2020年春頃ということは桜の咲く頃かなと勝手に解釈しているのですが、その頃に準備宿泊を開始すると。これ、議長なんかは議長になられる前からかなり解除というか、準備宿泊の前には必ず除染が終わっているようにと、それはもう3年ぐらい前からかなり厳しくおっしゃっていて、それに向けてやっていたいいるのかなと思っていました。恐らく2022年4月なのか、5月なのかから準備宿泊するということであれば、その前にリフォーム等々始まつてくる方がいらっしゃいます。その隣で、例えば除染解体なんかしていて、ほこりが上がってリフォーム中の家の中にはほこりが入ってしまったなんていうのが準備区域とかの解除の前にあったのです、そういう話が。それで、議長ほか議員の皆さんからそういうことのないように必ず除染は終わらせておくようにというような厳しいご意見あったのですが、今回こういう資料が出てきて非常にがっかりしているのですが、その辺りのお考え聞かせていただきたい。

あと、15ページ、今ほど皆さんからもいろいろありました、私は逆にこの白地地区については今まで全然計画も出していただけずに、ぜひ早めに計画を出してくださいと言っていた人間なので、今回2020年代を通じてということですが、かなり前進していただいたというふうに感謝しております。その中で、意向調査とか除染とかという形で複数回やられながら解除していきますというお話だったのですけれども、それも理解はするのですが、今後のまとめ方、考え方として、やはり防犯、防火とかというところを考えていきますと、どうしても解除しないところはバリケードになると思いますので、ある程度まとまった地域で解除というのがやっぱり理想かなと思いますので、今後どういうふうな進め方が決まつくると思うのですが、その辺りもちょっとご検討の中に入れていただきながら、ぜひ早めに進めていただければと思うので、その辺りのお考えもちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） ご質問ありがとうございます。準備宿泊の前に9割ということでございますけれども、私ども9割で終わりということでもちろんなくて、なるだけさらに上積みできるように、町とか、あるいは住民の皆様方と調整をさせていただきながら、なるだけ上積みできるように努力をしてまいりたいと思います。まずは9割を目指してということなのですが、

それで終わりではないということでやらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 白地の関係、ご指摘ありがとうございます。今回の制度は、実は拠点制度がすごくかっちり、きっちりがちがちのものと比較すると相当融通がききますし、現場の工夫をする部分もございますし、もっと言えば町、村ごとの状況に応じてのつくり込み方も全然違う制度になると思っています。議員ご指摘のところのまとまった部分、富岡の場合ですと非常にまとまった部分が多いと思っております。そういう意味でどういう形で進めていくのか、2020年代という時間をどう使っていくのかというのもよくよく町長以下、皆様ともご相談させてもらひながら実際のところを、まずはもう具体にどこをどうするかという議論を早くできればと思っていますので、そういうふうに進めていかなければと思います。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。9割を目標にということだったのですが、以前から議会からは必ず終わらせているようにというような要望をさせていただいておりましたので、これ逆に言うと完璧に100%終わってなければ準備宿泊を開始しないということなのかなと私は判断しているのですけれども、そのお考えがあるかどうかともお聞かせいただきたいのと、白地地区の件につきましては今後いろいろとお考えとかやり方まとまってくるでしょうから、そのときにまたいろいろ教えていただきながら、何かご意見を出させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 違うべ。解除するかしないかだから、副本部長か生活支援参事官の野口さんの答弁でないか。

野口参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 除染とか解体が進んでいないというお叱りは私も直接、間接受けておりまして、環境省ですとか町当局とも問題の所在とかを大分把握しております。少しずつ解決する方向で、具体的には環境省でやっていたいしているのですけれども、そこを理解しておりますので、極力この目標に近づけて解除を進めていくと、あるいは準備宿泊を進めていくというのが今現在の立場でございます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。私も復興再生拠点区域の方で早く戻りたいという方の声も聞いていますので、ぜひできれば桜の咲く頃に準備宿泊開始できればいいなと願っている一人なのですが、やはり以前に解除したときに準備宿泊が始まっているのに隣で解体して、ほこりが入ってきてとかという話があったのです、間違いなく。それを議会でここ二、三年かなり厳しく言っていた中で、それが達成できないというのであれば、やはり準備宿泊のスタートを延ばすべきではないかと思っているのですが、その辺はだから9割を目指してやるのか、例えば100%までやらないのか、

今まだ判断つかないのか、その辺りの明確な回答していただきたいのですが。

○議長（高橋 実君） 野口参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 今現在は9割を目指してやるということに努めています。具体的にまさに準備宿泊を始めたときに、隣で解体の工事が起こってほこりが立って迷惑だというような話、それは多分具体的に除染の状況ですとか解体の現場とかを少し詳細詰めていけば解決できる問題もあろうかと思いますので、9割を目指しつつ、あるいは準備宿泊を始めたときに戻られた住民の皆様が安心して生活できるような体制はこれから除染とか解体に向けて少し町とも相談させていただいて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ゼひできれば100%を目指してやっていただきたいというところを要望しておきますし、町で前から議会からそういう要請していたのは皆さんご存じだと思うのですけれども、町で9割で、状況あるかもしれません。隣はもうやっていますよとかという状況があるので、それでだったら準備宿泊できるかもしれないとかという部分はあるのかもしれませんのですけれども、その辺り今の状況で例えば本当に準備宿泊焦ってやる必要があるかどうか、その辺りのお考え聞かしていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、町の考え方を述べさせていただきます。

こちらは後ほどの案件にもございますが、当初環境省と話をさせていただいたときに、特定拠点内のA、B、Cの区画ございますが、A区画、B区画ともにこの秋ぐらいには全て完了している予定でございました。それを信じて、昨年の9月には準備宿泊を開始したいという話をしております。今般その9割完了を見込むということは、私が考えるに同意が約9割と聞いていますので、同意いただいている部分は完全にやっていくということだと思っております。残り1割もさらに上積みしていくということでございますので、しっかりとそれを取り組んでいただくのがまず前提であります。その上で準備宿泊の有無については、やはり先ほど1番議員がおっしゃったとおり、解除するときにも話が出たので、非常に大事な、この除染解体というのは非常に大事な要素だと思っております。その見極めについても議会共々と町と相談させていただきながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） ついでですので、総務課長、町営住宅云々かんぬんの事業計画に基づいて、国にお願いしておきたいことがあれば。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 移住、それから定住促進ということで様々住宅の確保が必要になってきております。既に災害公営住宅、機能回復をしました町営住宅等々につきましては95%を超えるよう

な入居率となっております。それ以外にも町外から戻ってきたいという方々がたくさん今住宅が空くのを待っている状況でございます。そんな関係で我々借り上げ型、既存の民間賃貸住宅を借り上げて町営住宅とするというような対応もしておりますが、なかなか財政的に難しいところがございますので、その辺のご支援をいただければ大変ありがたいというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町の除染関係の所管の生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 特定復興再生拠点区域内、準備宿泊開始を今年度末までに9割を目指すという目標を掲げておるところでございますが、町といたしましてはやはりできる限りもう100、これは前々から我々からも、議員の皆様からもご指摘を受けているところでございまして、町担当課といたしましてもとにかくやっぱり100を目指していただくということに変わりはございませんので、その辺りしっかり今後調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これ、質問というよりも副本部長、所長は多分私が知る限り、震災後福島環境センターの所長が来たのは2回目、普通来ないから、次長止まりで、だから本当に喜んでいるの。期待しているの。だから、今各議員と普通こういう場面で町の課長にというのはあり得ないのだけれども、俺の独断で質問というか、お願いというか、じかに話させたのだけれども、まだ時間はありますので、どうせ今その4工事大林の分は3月の15日あたりの工期でしょうから、その1か月前、できれば12月に終わってもらえば一番いいけれども、安全に全部100%終わって、一日でも工事を詰めて、戻る人の本当の準備、大工入れる、水道屋入れる、クロス屋入れる、何する、そして仮に29年の2月の8日、2月の17日の辻本さんの所管する前任者の高木陽介本部長らが第1発目のとき富岡町議会と解除に向けて、準備宿泊に向けて論じた内容をできれば辻本副本部長も当時のやつ見ておいてもらいたいです。同じ失敗をまた今回するというのはちょっとうまくないよ。してはならないよ。しかも、そのときの議員が、29年2月8日、17日のときの議員がここに10人中7人残っている。執行部の課長も7人ぐらい残っている。今話した、特に総務課長とか生活環境課長、企画課長も奔走していた一人だから、同じことは富岡町に汚点つくらせないでちょうどいい。時間はあるから、5か月もぶん投げていた元請業者が悪いのだから、そこはきっちり私たちの顔を立てるというよりもこれが本当のだからやらせてください、安全に。よろしくお願いしておきます。

あとないね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、帰還困難区域の復興・再生に向けた政府の取組についてを終わりま

す。ありがとうございました。

では、4時20分まで休憩します。

休 議 (午後 4時10分)

---

再 開 (午後 4時18分)

○議長 (高橋 実君) 再開いたします。

慣例で会議時間を午後4時30分にしておりますが、付議事件が残っておりますので、会議時間を延長いたします。

次に、付議事件2、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願いいたします。

説明は着席のままで結構です。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長 (須賀義徳君) 先ほどもご議論いただきました、工事がなかなか進まないということでご心配をおかけしております。しっかり進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、着座にて資料を説明させていただきます。資料2番を御覧ください。除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてでございます。めくっていただきまして、最初に除染解体工事の状況についてご説明さしあげます。

さらにめくっていただきまして、1ページ目、除染状況についてでございます。避難指示解除済み区域につきましては、町による線量率測定結果等を踏まえまして、今個別のホットスポット解消に引き続き取り組んでいるところでございます。特定復興再生拠点区域につきましては、全体の79%まで進んでおります。これは、前回の全協でお示しした73%から6%進んでおります。また、残り未同意画地等ございますので、引き続き残りの除染を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2ページでございます。こちら、地区別の同意取得率を示しております。現在対象人が1,523名いらっしゃいまして、同意いただいている方が1,456名、これは前回全協でお示しした数字から10名増加しております。現在で取得率95.6%ですけれども、さらに同様高めていきたいと考えております。未同意の主な理由としましては、避難指示解除直前の除染を希望される方、解体を検討中なので同意できないという方、その他連絡先不明の方などがございます。

めくっていただきまして、3ページ目でございます。事後モニタリングの結果でございます。現在、今年度事後モニタリングを行っておりますが、進捗率が約半分、50%まで来ております。今回お示しする数字は中間報告ですので、今後事後モニタリングが進むことによって数値が変わってくる可能性がございますのでご注意ください。宅地から緑色の部分が事後モニタリングの結果、それから除染直後の結果が青色、それから除染前が黄色となっております。宅地から事後モニタリングの結果、0.47マ

イクロシーベルト、それから農地が続きまして0.65マイクロシーベルト、それから道路が0.79マイクロシーベルト、全体では0.56マイクロシーベルトとなっております。繰り返しですけれども、まだ事後モニタリングが進んでいる状況でして、森林がまだ行われていないということで今回はお示しできておりませんが、これが進んでいけばお示しできるという予定になっております。

4ページでございます。解体状況についてでございます。避難指示解除済み区域につきましては、解体が全て完了しております。特定復興再生拠点区域につきましては、解体申請数、現在795件ございます。そのうち解体が完了しているものは679件ございまして、この差分でございます未完了116件のうち解体申請の書類が全て整っている方が約60件ございますので、現在の工事で速やかに解体着手したいと考えております。

めくっていただきまして、5ページでございます。準備宿泊に向けた今後の除染の考え方ということで、現在未除染の画地で同意をいただいているものがございます。農地、森林、道路の未除染画地で同意をいただいているところにつきましては全て除染を速やかに実施していきたいと考えております。宅地につきましては、前回の全協でもご説明さしあげた敷地の先行除染というものを順次実施していきたいと考えております。現在関係人に連絡しているところでございます。準備宿泊までに約9割、先ほどご議論ありました、さらにこの9割という数字を高めていくということで進めていきたいと考えております。フォローアップ除染につきましては、施工可能箇所での剥ぎ取り等の追加除染を林縁含めまして実施していく予定しております。道路のクラック等につきましては、管理者である町等と対応を相談しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、6ページ、除染解体のスケジュールでございます。これまでお示ししているものと大きくは変わりません。ただ、外縁につきましてはやはり特定復興再生拠点内の除染が最優先でございますので、こちらのめどがつき次第、可能であれば今年度着手できればと考えております。その他、事後モニタリング、ホットスポット等の対応を行っているところでございます。

続きまして、7ページでございます。参考で特定復興再生拠点の区域の図、それから外縁の位置図についてお示ししております。先ほども外縁のご指摘ありましたけれども、現在外縁の除染につきましては事前の調査を行っている段階でございます。敷地の中を調査させていただきまして、最終的に町とも相談して対象画地を確定するという段取りになっております。また、ご連絡を関係する方に今しているところですので、何か問合せがあれば環境省で丁寧に対応したいと考えております。

除染解体につきましては以上になります。

○議長（高橋 実君） 杉課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 続きまして、令和3年度の中間貯蔵施設への輸送状況ということで、資料の8ページでございます。輸送の状況につきましては、今年度末までに除去土壌等のおおむね搬入完了を目指すということで輸送、搬入を進めてございます。下に令和3年度の輸送実績ということで、8月31日現在の輸送量と輸送車両数を記載してございます。

下に、特にオレンジ枠組みで示してございますとおり、富岡町からの輸送状況につきましては令和3年度の予定としまして37万5,000m<sup>3</sup>、そのうち8月31日現在で15万9,455m<sup>3</sup>と約4割ぐらい進捗していると、計画どおり進めているところでございます。

続きまして、9ページでございます。オレンジ色の棒グラフと緑色の棒グラフがございますが、今年度の実績につきましてはオレンジ色の棒グラフで示してございます。8月31日までということで、8月は若干お盆の関係もありましてへこんでおりますが、これから9月、10月とピークを迎えて、輸送予定量37万5,000m<sup>3</sup>今年度中に完了するという予定でございます。

続きまして、10ページ目でございます。仮置き場の名前と輸送状況、輸送期間、輸送実績、表に示してございます。右に輸送ルートを示してございますが、この表の中で特に深谷4仮置場、これにつきましては輸送準備中と書いてございますが、これは8月31日時点の輸送状況でございまして、現在9月1日に輸送を開始したという状況でございます。それと併せて、深谷国有林灰保管施設に関しましても9月1日から輸送を開始しているというところでございます。もう一点、深谷3仮置場につきましては輸送中になってございますが、9月1日に輸送を完了しているということでございます。全ての仮置場から今年度中に輸送を完了させるということで進めております。

続きまして、11ページ目でございます。富岡町の輸送ルートを青色の線で示してございます。この地図の中で常磐富岡インターを使うような輸送ルートはございません。町内だけの輸送ルートで除去土壌の輸送を進めるということでございます。

輸送状況につきましては以上でございます。

○議長（高橋 実君） 澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） ありがとうございます。それでは、仮置場の原状回復等についてでございます。12ページをよろしくお願いします。こちらにつきましては、小良ヶ浜地区の地図になってございます。その小良ヶ浜地区には仮置き場、我々が管理のために名前を幾つかつけていたり区分けがあるのですけれども、その中の松ノ前仮置場西、東と深谷2仮置場について、今年度、令和3年度については原状回復の工事を予定しております。原状回復工事というのは、上に置いてあるものを撤去する撤去工と元の状態に戻す復旧工と、大まかには大きく2つの工程に分かれるところですけれども、令和3年度につきましてはその撤去工の部分、そのうちの上に置いてある袋の破袋といつて袋を破る工程と、その破った土砂を保管をするという工程を主にやりつつ、そこに置いてあるシート類の撤去処分なんかも進めるということでございます。ここにつきましては、その復旧工については次年度以降で返地についてもその後ということになりますが、四角の上の部分、その原状回復の仕方につきましては元の形状、ここはもともと田んぼや一部畠があるのかな、だったと伺っておりますが、戻す以外に跡地の利用の仕方とか返地の進め方について富岡町と今協議中でございまして、返地の予定につきましてはその頃ということになろうかと思います。

原状回復のご説明については以上となります。

○議長（高橋 実君） 西山室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） 私からは、特定廃棄物の埋立処分事業の状況等につきまして、資料13ページからご説明をさせていただきたいと思います。

輸送、埋立ての実績でございますが、最新の状況といたしまして令和3年7月では累計18万7,450袋の廃棄物を処分場に搬入をさせていただいたという状況でございます。処分場の全体の推移といたしまして、参考に平成29年の12月の初旬と令和3年8月初旬の写真をお示しさせていただきました。ご参考に御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、14ページ目でございます。本施設につきましては、放射性物質の濃度をはじめ、様々な環境モニタリングを実施をさせていただいているところでございます。その状況につきまして放射線の空間線量率等につきましてご説明をさせていただきます。下のモニタリング調査実績のアでございます。敷地境界における空間線量率といたしましては、以下のグラフのとおり推移をしている状況でございます。特定廃棄物の搬入開始前後で特異的な上昇というものは見られていないという状況でございます。イといたしまして、本施設の下流域の河川水中の放射性濃度につきまして、令和3年5月まで15回測定をしているところでございますが、本測定の結果、全て検出下限値未満という結果でございました。

次のページ、15ページ目でございます。今年度の特定廃棄物の輸送の状況でございますが、こちらについては前回こちらの会議でご報告させていただいたところから変更はございませんで、令和2年度までと同様に全体で5万袋程度輸送させていただく予定でございます。特に車両が集中いたします国道6号における輸送台数といたしましては、最大65台パーザーという程度でございます。富岡町からの搬送につきましては、令和3年度から4年度をめどにおおむね輸送を完了させていただく予定でございます。また、双葉郡8町村の生活ごみの搬出につきましては今年度1,000袋程度輸送させていただく予定でございます。また、そのルートにつきましては右の地図をご参考に御覧いただければと思います。

最後、16ページ目でございます。富岡町に設置をさせていただいておりますリプロンふくしまにつきまして、簡単にトピックスをご紹介させていただきたいと思います。本施設につきましては、左にございますとおり、6月20日に累計5万人目のお客様をお迎えさせていただきました。こちらについては、第7期ふくしまこども未来塾の皆様が該当いたしまして、記念の植樹をさせていただいたという状況です。右御覧いただきまして、8月4日に富岡町の社会福祉協議会様と笑顔しゃんしゃん教室数の参加者を対象に、こちらの見学と紙すき教室の開催を実施させていただきました。また、本施設につきましては、今年の8月24日で開館3周年を迎えることができました。地域の皆様のご理解、ご協力の下こちらが達成できたということにつきまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。また、

右でございますが、福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言が発令されているという状況を受けまして、本施設においての感染拡大防止の措置といたしまして、8月8日から9月12日に予定していたイベントは全て中止という措置で対応させていただいているという状況でございます。

資料につきまして、説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 今ほど除染のことで説明いただいた中でちょっと確認したいことがあります、前回富岡町の解除したときにはそんなには汚染度がないといったところで、今回の区域解除につきましては汚染度が高く、線量とかもあるのでしょうかけれども、そういった部分でやはり慎重にならなければならないなというのが一つあります、先ほどの議論で宅地のこともありましたけれども、区域解除の要件の中にはやはり子供の生活環境をしっかりと確保していくということで、除染に對しての線量、どういった部分かなと考えた場合に、子供たちですので歩いて移動する、道路の路肩であるとか、あとは歩道のところ、そういった部分の線量が高いといったような検証、報告もなされています。フォローアップ除染のところも町と連携しながらやっていただくようになると思うのですが、目標値というか、除染の目標値、線量だと、あとはそういった部分に関して何か取り決めといふかあるのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘いただいてありがとうございます。まず、子供の配慮というところでございます。通常評価する線量としまして地表から1メートルと、それから除染を実際適切に行ったかどうかということで表面、地上から1センチという測定をしておりますけれども、子供が頻繁に利用することが想定されるような施設、例えば学校等につきましては地上から50センチというところも測定をしているところで、その評価をしていきたいと考えておりますし、どの場所をどういうふうに測定するかにつきまして町とよく相談しながら進めていきたいと考えております。

それから、フォローアップ除染でございます。ご指摘のとおり、道路の中でも除染がうまくいくケースとなかなかクラック等で線量が引き続き高いようなところですとか、特別な透水性の舗装等でなかなか除染では難しいというところ、いろいろ状況によって違いますので、我々としましては特定の目標というのはなかなか難しいのですけれども、除染をしてこれは下がるというところについては積極的にフォローアップ除染をして、できるだけ線量を下げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。移住、定住の話も先ほどありましたけれども、子供

の世帯、戻ってきて、ではその区域の中で生活しようかといった場合には子供の被曝線量だとか、そういう部分が一番心配になるのではないかなど。自分が親で子供がそういう状況になったときにそれが一番考えられる。そういう意味では、やはり目標線量、なかなか年間1ミリというところはちょっと厳しいところがあるのか、もしくはここまで下がっていますよといった情報公開だったり、あとは移住、定住を考えている方に安心材料になるような方向性で持っていきたいと思っていかれたらしいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 年間1ミリシーベルトにつきましては、これはもちろん長期的な目標として目標でございますので、できるだけそこを実現するようにということでやつていきたいと考えておりますが、なかなか個別の状況に応じてすぐできるところと少し難しいところといろいろございますので、できるだけやつていきたいと思うのですけれども、町とよく相談をして、あるいは管理者、地権者によってご了解いただかないと、例えばその場所を掘ったりとか、物を少し削ったりとかということもございますので、そこを了解取りながらできるところはできるだけ1ミリシーベルトに近づけるということで、最大限線量低減を図つていきたいと思います。

それから、実際の被曝につきましては、これはちょっと環境省ではなかなか難しいのですけれども、我々としましては除染検証委員会を町で設置しております、そちらで線量の評価をしていただくと。それから、いろいろご指摘あればその対応をするということでやっておりまして、その中でもこれは今どうこうということはなかなか具体的には申し上げられないのですけれども、場合によっては被曝の実際のデータなんかも提出されて議論されることもございますので、そういうことも踏まえて専門家の方からご指摘いただければ、あるいは町からご指摘いただければさらに対応を検討していくということになろうかと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまの町の除染検証委員会という話がございました。町といたしましても、これまで道路の路肩であるとか、歩道の部分のクラック入ったところ、そういうところの線量の推移なんかを提示しまして、検証委員会の先生なんかにもご指摘、ご指導、そういうものをいただきまして対処してまいりました。また、安全、安心という部分では町では健康づくり課が所管になるのですけれども、放射線情報まとめサイトというのを提示しております、そちらの中でも検証委員会の結果であるとか、あるいは歩道等のモニタリングの結果であるとか、そういうものを提示することによって、この地区このぐらいの線量なのだということをしっかり周知していただく、また広報とみおかにも定点測定ということで毎月掲載しておりますので、そういうことで現在の線量値がこうなっているというようなところの周知を図っておりますし、これからもそういうことで対処したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。フォローアップ除染ということもありますので、ここ半年で準備宿泊も始まるということで、そういった中で住民の声が行政に行って、行政から環境省に行って、要望ということで行くと思いますので、ぜひ連携してお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 先ほど大分話題になっておりましたが、除染解体の進捗状況です。先ほど、この資料によると90%、9割ということで、9割ではちょっと心もとないから10割に近づけてくれという要望いっぱい出していましたが、そもそも私思うには4月に落札して、8月いっぱい何もできなかつた、ほとんどの事業が行われてこなかつた。その中で多少調査とか、そういうのは進んでいたのかなと思うのです。今日秦所長と庄子次長来てますので、私の言いたいのは今まで3月31日の工期だとすれば、その工期を延長して、次の4月1日に出した工事にかぶせて、切れ目のない除染をお願いしますよということで、環境省は非常に切れ目のない除染でスピーディーに進捗状況も進んできたのです。今期にわたってはぴったり止まってしまって、8月まではほとんど動かないような状態だと。なぜこういう状況が起きたのか。ましてや町では、春を目標に準備宿泊するのだと。準備宿泊するには、先ほども出ていました、前もってリフォームやら何やらしたい人も多分中にはいたのかなと思います。それを考えれば、遅くとも1月いっぱいくらいで完了させないと、目標数字ね、準備宿泊ができないような状況が生まれてくるのではないかと思うのです、私は。そうした原因になったのは何でそうした要因になったのか。環境省が監督省庁として、発注元としてどういったことが原因になったのか、1つまず教えてください。

あと、いろいろ町内とか、いろんなところで話題になっているのが、今まで町内の業者、手を挙げる方はじゅんじゅん参入してくださいよと。今期に限っては、町内の業者は二次、三次に回ってくださいよと。ある一部の業者が一次に上がって、あとはもう二次、三次だと、そういう話が聞こえてくるのです。これは契約の問題ですから、環境省は口入れられないと思いますが、地元としてはやっぱり切れ目のない除染で長く、幅広く、町内の業者の救済にも当たってほしいという思いがあるのです。それを何で今回のJVはできないのかと。そういうことは、やっぱり環境省の指導不足なのかなと思うのです。環境省が今まで言っていたのは、二次までは認めるけれども、三次は認めないという話。非常に私はすばらしいことだと思います。今回の契約に関しては、地元を一次に入れないとということは、三次、四次が生まれてくるんです。そこまで認めるのか。認めていくと、例えば100万の工事も二次、三次、四次と10万円ずつ取っていけば30%なくなりますので、できないような単価になってしまふのです。だから、全てに関してマイナス面がすごく大きい。あとは今回ゼネコンですの

で、日本全国から集めてくれば、解体件数今60件ですか、同意取得もかかれるような判こまでもらっているの。60件くらいやれといえば2か月くらいで多分やると思います。そうやられたら、地元業者は指くわえてそっちに行っているのですかと。ただ、原発事故で10年たちました。我々何とか解除後4年、人もいろいろ、富岡町民も地元に戻ってくればたくさん見かけるようになりました。ああ、ここまで戻ったのだな、一日も早く帰りたいなという思いでいっぱいです。そういう中で、ゼネコンが日本全国から集めてきてばたばたとやるような仕事はしてほしくないです。やっぱりある程度の工期で時間をかけて、ゆっくり丁寧にやるのが私は筋だと思うのです。これでは、やればいいという話になってしまいます。恐らく環境省では、その辺は随分発注元にも言っていると思いますし、町からもかなりご指摘を受けています。受けているにもかかわらず、何でそうやって嫌われるような手法をするのか、その辺が私は理解できないのです。我々地元町民としては、いつまでも踏みにじられる一方で終わらなくてはならないのか。そういうことは、国が十分やっぱり目を通していただかないという状況が生まれると思っていますので、環境省はどういう考えをしているのか、所長、次長が来ていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） まず初めに、今年度の拠点工事、その4工事につきまして、工事の着工が遅くなっております、皆様方にご心配をおかけいたしましておりすることを冒頭におわび申し上げたいと思います。それで、今議員からご指摘いただきましたように、環境省の指導不足ではないかといったお叱りをいただきました。私どもそのご指摘は深く受け止めてございまして、誠に私どもの力が足らず今のような事態になってしまいました。重ねておわび申し上げたいと思います。それで、どのような原因で着手が遅れたかということでございますが、これはまず私どもの監督が行き届かなかったというところがございますけれども、受注者から状況を聞いておりますと、受注者の見通しも甘かったというところがあると思いますが、施工体制を構築するのに時間を要したということでございました。ただ、8月から解体の工事、それから今月からは除染の工事徐々に進めてまいりまして、しっかりと来年の春の準備宿泊に向けて必要な工事は完了するように、今後しっかりと指導を強化してまいりたいと考えてございます。そうした中で、地元の町内の事業者に工事に参加していただきたいといった思いは私どもも共通でございます。地元の配慮が何よりも大事だと思ってございます。一番地元の状況を分かっておりますのはやはり地元の事業者でいらっしゃいますので、その点に関しましては私どもも事あるごとに受注者にはそういった呼びかけをしてまいりたいと考えてございます。

それから、施工体制、二次、それから三次まで認めるかといったお話でございますが、私ども詳細な施工体制について直接受注者に申す立場でもないのでございますけれども、まずは安全、確実な施工が重要でございますので、そういった観点での指導というのは、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

からは以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 庄子次長、ありがとうございます、丁寧な説明。まさに庄子次長の言うとおりだと思うのですが、それをできない理由確かにあります。安全の問題も三次、四次、五次って下がっていけば下がっていくほど安全がそっちにやられてしまうのです。これは単価が下がっていくから当然なことです。今までのゼネコンは、多分二次までしか認めないと、三次、四次になれば単価が下がっていくから安全な管理が難しくなってくるということなのだと思うのです。そういうことを踏まえれば、どうしてこういう状況が起きているのだということで非常に寂しい思いするのですが、まずは残された3か月、4か月で60件をこなして、そのほかに山林とか農地、道路の残っている除染、道路はほとんど残っていないのだと思うのだけれども、残されたものをやっていく。先ほど言ったように、ゼネコンですからやれます。だけれども、人数も3倍、4倍、車の台数も3倍、4倍、仮置場になっている地元の小良ヶ浜の一員として代表して言わせてもらえば、そんなに車の数ばかり増やされて、ぼんぼん仮置場周辺走られたのでは地元住民なんか危険で一時帰宅もできないですよ。そういう状況は分かっているのですか、これ。入っていくところは本当に狭い場所なのです。今解体汚染物質入れている場所は本当に狭いところなのです。深谷仮置場1とか2とか、今撤去が進んでいるところは割かし広々しているのです、道路でも何でも。そういうことを全く業者が理解していないということなのです。1か所に集中して、車でも何でももう全数量入っていくのです。そのほかに仮置場から出すもの。仮置場には当然今言った入ってくるもの、また最終処分場に出ていくもの、1か所で集中しているのです。今朝の新聞なんか見ましても、津島ですか、ダンプ3台絡んだ事故、あれうっかりの事故だと思うのですが、また榎葉パーキングでフレコンから水が漏れていたと。多分いっぱいそういうことがあるのだと思うのです。たまたま見つけたということで。そういう事故をここに来てやっぱり起こしてほしくないです、私は。それを踏まえれば、準備宿泊ですか、準備宿泊春から始まるのであれば、準備宿泊から逆算して別に少ない人数で20件で終われば20件で終わるでいいと思うのです。今度は工期を延長してかぶせることは不可能なのですから、そんな全国から集めて町外の人間でやりましょうなんていうのは、そんなのとんでもない話です。地元住民のことあまりにも愚弄し過ぎています。恐らく町職員の人たちも町長をはじめ私はそう思っていると思います。そういう全体図を考えたときに、どうお考えなのですか。今後の進め方。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 重ねてのご指摘、誠にありがとうございます。昨日浪江町の津島で私どもの輸送車両が事故を起こしました。幸いにして今のところ運転士の方も命に別状がないと聞いてございますが、何よりも私どもの工事におきましては地元の皆さんからの信用、信頼が基になっている工事でございます。そういう中で、日頃作業員に対しましては、JV受注者、作業員に対しましては安全第一ということは私どもなりに繰り返し言ってきたつもりでございますけ

れども、昨日のような事故あるいは橋脚のパーキングで中間貯蔵施設の輸送車両、フレコンバッグを積んだ車両から汚水が出たというふうな事案もございました。そういうことがやはり起きてしまう状況がございますので、なお安全管理の徹底はしてまいりたいと思ってございます。そういう中で、拠点のその4工事でございますけれども、私どもの指導が至らずに着工が遅れ、工期が短くなってしまったといった状況がございますが、まさに議員ご指摘のとおり、輸送車両の数が増える、1日当たりの数が増える形になるとか、そのようなことになっていくのかなとは思っておりますが、事件あるいは事故が起きないようにするは何よりも最優先でございますので、これまで私どもJV、受注者に対する指導が足りなかつたといったことはもう深く反省してございますので、今後の工事におきましては安全な工事の実施ということを何よりも最優先するように受注者には厳しく指導してまいりたいと考えてございます。

それから、地元の事業者にぜひ私どももきめ細かい丁寧なお仕事、工事をしていただきたいと思ってございます。先ほど申し上げましたように、私どもの工事におきましては地元経済への貢献といったことも非常に大事なポイントだと思ってございます。工期が短くなることで町外の業者を多く使うということになりましては趣旨が逆になってしまふといったところもございますので、その点につきましては引き続き受注者に対して丁寧な、それで住民の皆さんに身近な存在でいらっしゃる地元の業者に工事をしていただくような検討はしっかりとしてもらうようにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 最後に、秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 本件につきましては、多大なご心配をおかけいたしまして、誠に申し訳なく思っております。今庄子が申し上げたように、スピードと、それから住民の皆様の安全確保と、これを両立させていかなければならない。なおかつ地元振興という観点からも、やはり地元の皆様方をなるだけ活用していくということを常に私も念頭に置きながら、ちょっと未熟な役所かもしれませんけれども、引き続きしっかりと頑張らせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 所長、ありがとうございます。地元復興のためには、やっぱり地元にも貢献してもらわなくてはならないし、地元に貢献してくださいといつてもなかなか地元では落札できる業者がいない。当然大きなゼネコンになる。それは、皆さん承知していると思うのです。そういう中で、それではゼネコンとの付き合いはあるかというと、ほとんどないです。なくても、今まで環境省の主導の下でゼネコンが地元配慮として今まで進んできてくれたのかなと私は思うのです。富岡町だって、我々仮置場の地元だって交通の便で不便があれば地元の地権者たちが配慮して土地を提供したり、道路狭かつたら広くする土地を提供したりして、富岡町民全員が一緒になってこの事業に協力しているのです、全ての事業に。環境省の除染解体だけではなくて。そういう思いを私いっぱいあり

ますので、ぜひおかしな方向にねじ曲がっていかないように、所長、また庄子次長、環境省の皆さんによろしくお願ひして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、除染解体工事並びに中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について終わります。

ここで説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 5時02分)

---

再 開 (午後 5時03分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件3、特定復興再生拠点区域内の整備事業を踏まえた立入規制緩和についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、特定復興再生拠点区域の整備状況を踏まえた立入規制の緩和区域の設定（案）について説明させていただきます。

本日は、説明に当たりまして3枚ほどの資料を準備させていただきました。特定復興再生拠点区域につきましては、国や県等の関係機関との調整を図りながら整備を進め、令和5年春の避難指示の解除を目指す中、先ほども申し上げましたが、昨年の9月定例議会では様々な復興工程に基づく考えから、令和4年春に準備宿泊を開始することが理想と答弁いたし、議会からは立入規制緩和の前倒しをということをご意見いただきました。本日は、いただいたご意見や整備状況を踏まえた現時点における立入規制緩和区域の設定案を申し上げ、議員各位のご意見をいただき今後の検討を深めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

座って説明させていただきますので、よろしくお願ひします。なお、復興に向けた取組でございますが、様々ございますので、私で一括して説明させていただきます。ご了承ください。それでは、全協資料の3-1に基づき説明させていただきます。特定復興再生拠点区域においては、避難指示解除に向けた除染やインフラ整備、住民の帰還準備を加速するため、立入規制の緩和区域を設けることが可能となっており、近隣自治体においても実施をしております。当該区域における整備の進捗でございますが、先ほど環境省からの説明等もありましたとおり、除染及び解体工事や上水道復旧が遅れている一方、電気やガス、郵便配達については、現地の状況を確認した後とはなりますが、サービス提供が可能であることを確認しております。これらを総合的に捉えまして、町としては立入規制の見直しに関して今後原子力災害対策本部と本格協議を進めたいと考えております。資料の四角囲みを御覧

いただきたいと思います。特定復興再生拠点区域内における立入規制の緩和（案）といたしましては、区域の範囲を特定復興再生拠点区域の全域とし、開始の時期を立入り者の交通面、健康面での安全確保の観点から令和4年1月中旬から2月の中旬の間と考えてございます。

ここで議員各位に立入規制緩和を総合的に検討していただくため取りまとめた現時点の主な整備状況を説明いたしますので、資料3-2を御覧いただきたいと思います。A3判の資料でございます。まず、整備状況表の見方でございますが、現在取り組んでいる各種事業の計画、それから現状、今後の予定を比較する工程を4ページにまとめております。本日は、立入規制緩和及び準備宿泊に向けたご意見をいただくため、本来だと解除までの工程ということになるかと思いますが、今回は令和4年6月までの工程を準備させていただきました。

それでは、4分の1ページ、期間に向けた準備を御覧いただきたいと思います。こちらは、冒頭申し上げたとおり、本日議員各位のご意見を伺った上で本格的に協議を開始し、併せて準備宿泊の協議を進めてまいります。また、12月に再度立入規制緩和の開始時期や具体的な動きなどについて説明する機会をいただき、準備宿泊の希望を伺う意向調査も進めていきたいと考えてございます。（2）、除染・解体関係、①、除染・解体工事につきましては環境省の説明と重複しますので割愛し、②の農地を説明いたします。現在は除染後の農地の保全管理を実施するとともに、8月には出荷、摂取制限の解除に向け、県事業による試験栽培を実施しており、今後も継続します。なお、ここで現在の空間線量率に係る直近の調査結果を全協資料3-3の1ページに参考までに掲載させていただきましたので、後ほどご確認いただければと思っております。

資料戻りまして、4分の2ページを御覧いただきたいと思います。4分の2ページの（3）、インフラ関係の①、上水道の復旧について説明させていただきます。夜の森桜通り線での漏水等が確認され、対応に時間を要しているため、工期を2か月延長した11月をめどに工事を進めるとともに、枝管の修繕や新夜ノ森地区における水道メーターの点検作業を行い、令和4年2月の給水受付開始、準備宿泊に合わせた使用開始を目指します。⑥の道路照明につきましては、現在約320灯の復旧を年度内に行う予定であり、今後逐次点検するなど維持管理を行います。

続きまして、4分の3ページを御覧いただきたいと思います。（4）、生活関連の⑦、防犯・防火対策につきましては、現行の民間警備会社による夜間パトロールや消防団による防犯・防火パトロールを継続するとともに、双葉警察署との協議を進めてまいります。⑩、その他といたしまして、電気やガスなどにつきましては冒頭申し上げたとおり、現地の状況確認の上とはなりますが、各社の協力を得て対応していただけることを確認してございます。

最後に、4分の4ページを御覧いただきたいと思います。（5）、にぎわい創出関連の⑪、事業再開につきましては、事業再開事業者と個別の協議を進めてございます。ここで6月議会で提案を受けました移動販売車を活用した買物環境の整備につきまして、こちらは地元企業の再開や運転免許証の自主返納者、それから要介護者などの交通弱者への支援などの様々な観点を持って精力的に協議を進め

てまいりました。このたび事業者の深いご理解と関係者のご協力によりまして、来月からの避難指示解除済みの地域でのテストマーケティングに続き、本格的な営業を展開し、立入規制緩和及び準備宿泊以降は営業拠点を特定復興再生拠点区域まで拡大していく予定で調整が済んでございます。なお、ご協力いただく事業者でございますが、株式会社セブン－イレブン・ジャパンであります。町内3か所程度を営業拠点とし、週当たり3から4営業を行うことで現在調整を進めていることを報告いたします。

次に、立入規制緩和をする際のバリケードの設置及び撤去の手順イメージ案について説明いたします。全協資料ナンバー3－3の2ページ目を御覧いただきたいと思います。現在検討しております手順といましましては、立入規制の緩和の開始前に特定復興再生拠点区域と小良ヶ浜、深谷行政区との境界ライン、資料では青色のラインとなります。新たにバリケードを設置します。このことによりまして、これまでの入域ゲート2か所は後に東側にそれぞれ移動することになりますが、両行政区への入域手続等は従前のとおりとなります。その後立入規制緩和の開始日には、特定復興再生拠点区域内の7か所のゲートを開放し、その後道路沿線に設置したバリケードを約3か月かけて撤去いたします。立入規制緩和によって自由に行き来できる一方、これまで以上の防犯、防火対策の強化が求められます。町といましましては、家庭用防犯カメラの設置補助対象地区を避難指示解除済み区域から特定復興再生拠点区域まで拡大することや、夜間警備パトロールの増強などを検討してございます。また、資料には提示してございませんが、立入規制緩和の開始日から準備宿泊までの期間ではありますが、既設のバリケードをそのまま残しながら日中のみ立入り緩和し、夜間はゲートを閉める、現状とほぼ同様の対応案も検討してございます。引き続き、防犯、防火対策の強化を図りたいと考えてございます。

最後に、今後の予定でございます。本日議員各位よりいただいたご意見も含め、今後本格協議を重ね、12月には立入規制緩和日（案）という形で提示をさせていただくとともに、並行して進める準備宿泊についても現況を踏まえたご意見等を改めていただきたいと考えてございます。町執行部としましては、避難指示解除に向けて鋭意取り組んでいるところでございますが、気がつかない点も多々ありますので、議員各位からのご指導とご意見をいただきますようお願ひいたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） まず、この中において、⑥、道路の照明、防犯灯をこれから設置すると思うのですが、その中にこれから防犯灯等も用意しなければいけないと思うのですが、防犯にかけて、そういう形、今まで設置しているところもあると思うのですが、今回一応ある程度余裕を持って多めに設置とか考えていらっしゃるのか。

それとあと、インフラに向けて、準備宿泊も入ってきますが、準備宿泊の時期に、これは環境省との兼ね合いがあると思うのですが、ごみが出ているので、ごみの処理、簡単に言うと前は、今解除区域はトンパック、あれを一応支給いただいて片づけたときに、それにおのの入れたりしたのですけれども、今回もそれはありで考えていいのですか。この2点だけ。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご質問の道路照明灯工事について説明させていただき、ごみ関係につきましては生活環境課で説明させていただきます。

まず、都市整備課から伺っているのは照明灯320灯ということで、既存の320灯を直していくということでございます。当然こちらで足りない部分については、次年度にも対応していくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 今後の準備宿泊開始に向けてのごみ関係のお話でございますが、現在の解除済み区域におきましても広域圏組合による回収に移ったのが、やはり解除してから、あのときは切り替えるのに周知を図るための時間もあったものですから、解除してから2年後から広域圏組合による今のごみ袋による回収ということになりましたが、今回拠点区域、これから準備宿泊、それから避難指示解除ということに当たりましても、やはりフレコンバッグを配布することによります環境省での回収というのにお願いせざるを得ないかなという、当面の間はそういうふうに考えておりまして、その時期、いつまでやるのか、そういったこと等々も含めまして今後環境省としっかりと詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。照明については分かりました。

ごみ処理の関係なのですが、一応前回こちらの解除区域については袋に入れていただく形で、あとは環境省等が取りに来ていただいたということもあるのですが、もちろんそれも考えていいということですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） その回収方法等につきましても、これまでやはり解除区域と差が出てはいけませんので、解除済み区域でやったようなやり方を続けてまいるように環境省と調整を図つてまいります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 立入規制緩和から準備宿泊に向けてのゲートの開放というのはぜひやっていただきたいということで、提案のとおりでよろしいかと思います。ただ、除染との関わりが多分相当あるので、立入緩和はもう1月から2月ということではっきりしない状態でこの大きな範囲ということになっているのだと思うのですけれども、やはり立入緩和が遅くなると準備宿泊の開始もおのずと遅くならざるを得ないのかなと思います。こちらの今避難指示解除されたところよりも長くバリケードの中にあったので、幾らきれいにしているといつても電気も水もないところでのきれいなので、住むというところのきれいさになってくると非常にまだ掃除とかいろんなことが必要になってくると思います。なので、できれば立入緩和はなるべく早くしていただければと思います。立入緩和がやっぱり早くなればそれだけ準備宿泊も早くできるだろうと思いますので、1か月の猶予はあるのですが、できれば1月中にしていただけるぐらいのスピードでいろいろなことを進めていただけると非常にありがたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 立入規制緩和、また準備宿泊の肝となるのはやはり除染解体工事だと思います。その状況は、今後また見極めていく必要があるかと思っておりますが、立入規制緩和の考え方について議員から今ご賛同いただいたと認識いたしました。できれば1月中というご提案もいただきましたので、状況を見極めながらしっかり検討を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の立入規制緩和の件ですけれども、全部撤去するか、昼間だけは開けておくかという案が出ているみたいですけれども、全部撤去すれば一番これ簡単な話で、使う町民も楽でいいと思うのですが、防犯とかいろいろな面を考えればやっぱり昼間だけの開放という形のほうが私はいいのかなと思うのです。

あと、これ環境省になるかと思うのですが、フォローアップ除染、今まで除染を行った場所、民有地で実際フォローアップ除染しなくてはならないような部分が出ているかどうか。特に準備宿泊する方の土地、建物は再度やっぱり測り直して、線量が高ければフォローアップ除染が必要な場所が出てくるのかなと思うのですが、そういう準備はする予定はあるのですか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 前半の質問にお答えさせていただきます。

ご提案として、町では防犯、防火対策ということで今2案で検討を進めております。まだ結論は出ておりませんが、そちらで進めております。既に3年間の統計でございますが、この特定拠点の中にどれだけ一時帰宅等々、公益も含めてございますが、入っているかというと年間当たり約1万人が入っているという部分がございます。当然、夜ゲートを閉めるということは難しい部分がありますが、

ここは防犯、防火というものをしっかりとやらなければいけないと考えておりますので、その対策を講じながら検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまの企画課長の答弁に防犯、防火というキーワードございましたので、今後の体制等々についてお話ししたいと思います。

やはり気になるのが夜間警備でございまして、現在4台体制のうち、1台は必ず帰還困難区域に介在するような仕様書で警備会社に委託をしておりますが、こちらの立入規制緩和時におきましては帰還困難区域に増台、その辺りについて現在の事業者と検討を進めているところでございまして、決まりましたら議員各位にご報告申し上げたいと思います。まずは全ての台数を増やせるのか、あるいは帰還困難区域だけ増やせるのか、その辺りについて総合的に考えまして、こちらの夜間警備の強化ということで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 環境省、庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） フォローアップ除染についてお尋ねをいただきました。現在事後モニタリングを順次進めているところでございますが、その結果を住民の皆さんにお示しをする中でお問合せをいただきましたら、こちらも順次フォローアップ除染を実施しておるところでございます。事後モニタリング今後も続けてまいりますので、その中で住民の皆さんからご不安などございましたら私どもで引き続きフォローアップ除染をしていきまして、準備宿泊にしっかりとつなげてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 防犯に関しては、今から詰めていくもんだと思います。防犯に関してのゲートの開け閉め、ここの拠点整備の住民の人たちが一番利便性がいいようにということであれば全面撤去が一番いいのかなと思うのですが、防犯もありますので、今言ったようにその辺を十分詰めていただきたいと。パトロールの強化とかいろいろあろうかと思いますので、よろしくお願いします。

また、フォローアップ除染に関しては、本人からの申し出がなくても準備宿泊を予定しているうちは、環境省なり町なりで、担当課なりで事前にモニタリングしていただければありがたいと思います。要望しておきます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、特定復興再生拠点区域内の整備事業を踏まえた立入規制緩和についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 5時25分)

---

再 開 (午後 5時26分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件4、移住定住促進事業についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、移住定住促進事業について説明させていただきたいと思います。

本事業は、人口減少が進む中、全国の自治体が持続可能な地域づくりとして取り組んでおり、特に東京一極集中を是正し、地域の特性に即し、地域課題の解決に向けた国のみち・ひと・しごと創生総合戦略以降拍車がかかってございます。当町を含む福島県浜通りにおきましては、大震災及び原発事故という大きなハンディを背負いながら、これまで帰還促進、そして新たな人材の確保につながる移住、定住確保、促進に取り組んでおりますが、本日は新たに予算化された国の財政支援を活用した町事業や移住、定住に向けた考え方について説明させていただきたいと思います。

説明は吉田企画政策係長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 係長。

○企画課企画政策係長（吉田 豊君） それでは、お手元の全員協議会資料4、移住定住促進事業についてに基づき説明をさせていただきます。

移住検討者が富岡町に移住を決めるに当たっては、まず町のことを知っていただき、移住検討の候補地に選ばれ、その上で移住に向けた住まいや働く場など本格的な検討の結果、移住先として適地となればそこで初めて町への移住が決まるのが常でございまして、一足飛びに移住が決まるわけではなく、幾つかの段階を経て移住検討が進んでいくものと考えております。本日は企画課から移住検討の各段階に応じた取組や、これから計画している町の取組について全体的に説明をさせていただき、後ほど総務課からも移住・定住促進住宅の確保について説明をさせていただきます。

先ほど申し上げました段階ごとの取組につきましては、第1段階として交流人口、関係人口の拡大に向けた取組として町公式サイトや移住、定住専用ポータルサイト、またSNS等を活用した地域情報の発信、さらには今年開館したとみおかアーカイブミュージアムや富岡わんぱくパークなどの各種施設やイベント等への誘客、さらには復興状況等、町内施設の受入れ等により町を知り、町に関わるきっかけ、機会の提供に努めており、これからも継続して取り組んでまいります。

続いて、第2段階として、移住検討者に対する取組につきましては、移住に関する各種相談にワンストップで対応する移住専用相談窓口と地域暮らしを気軽に体験できるお試し住宅の設置により、受入れ態勢の強化を図ってまいりたいと考えております。整備場所は、富岡第一小学校校庭南側の旧竹

村写真館の空き店舗兼住宅を借り上げ、修繕した上で2つの機能を一体的に整備する計画でございます。加えて、これらの施設の利活用促進に向けてPR用動画の作成や移住専門情報誌への掲載等による情報発信にも一体的に取り組んでまいります。これらの取組により、町を知り尽くす、町を体感するきっかけ、機会の提供に努めてまいります。

続いて、第3段階として、移住希望者に対する取組については民間賃貸住宅を一括借り上げし、低廉な家賃で提供するため、移住・定住促進住宅を確保したいと考えております。家賃相場が高いという移住検討者の生の声に対応し、町で暮らし、第2、第3のふるさとに選んでいただけるよう取り組んでまいります。また、住まいの確保に加えて、働く場の確保にも取り組んでまいります。現在富岡産業団地で進める製造業等の比較的大規模企業の誘致に加え、テレワーク企業等、比較的小規模企業の誘致についても力を入れていきたいと考えております。いきなりメインオフィスの誘致というのはハードルが高いため、町側でネットワーク環境等が整ったサテライトオフィスを先行的に設置し、そこにテレワーク企業等を誘致し、将来的なメインオフィス誘致につなげていくという取組が想定されます。今年度は、サテライトオフィスのニーズ調査を行うとともに、活用できる物件の調査や企業誘致を行う際の誘致戦略の検討を一体的に実施してまいりたいと考えております。このように移住検討の重要なポイントとされる住まいと働く場、この確保を一体的に行うことにより、より多くの移住希望者に選ばれる町になれるよう一歩一歩着実に取組を進めてまいります。なお、ただいま説明しました移住専用相談窓口やお試し住宅の設置、移住・定住促進住宅の確保、サテライトオフィスのニーズ調査と検討に関する予算を9月補正予算で計上しておりますので、よろしくお願ひいたします。

企画課からの説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今ほど企画課、それから先ほど辻本副本部長よりも説明がありましたように、本町をはじめ国、県における移住、定住促進事業が動き出したということにより、移住を希望される方々からの問合せが日を重ねるごとに多くなってきております。また、本年3月の議会定例会におきましても移住を希望される方々に提供できる住宅の確保が必要であると議員各位からのご指摘もありました。このことから今年度これまでにおいて公共提供住宅の調達について様々検討を続けてまいり、このたび長期一括借り上げに前向きな考えを持たれる住宅所有者がおられるとの情報を不動産事業者から得られ、不動産事業者と情報を交換したところ、町が長期一括借り上げることで条件の整理交渉に応ずるとの話がありましたのでご報告いたしますとともに、この後詳細を詰めてまいりたいと考えておりますことをご承知いただきようお願いを申し上げたいと思います。ということで、長期一括借り上げに関する考え方の概略を今回説明させていただきたいと思います。

簡単な資料ですが、おめくりいただきまして、移住・定住促進住宅の確保についてと題する資料を御覧ください。今回の公共提供住宅の確保につきましては、移住希望者への住宅提供を主たる目的といたしまして、既存の民間賃貸住宅を長期一括借り上げる形で確保しようとするものであります。ま

た、あわせて職員用宿舎として既に借り上げ、確保する住宅の空き室を移住・定住促進住宅として活用しようというふうにも考へているところでございます。新たに借り上げを検討する住宅につきましては、大字小浜字大膳町に所在いたします木造2階建て1LDKでございます。1棟6室の新築住宅で、同様の賃貸住宅が2棟あるというご案内がございます。不動産事業者の設定賃料は、駐車料金を含めまして1室6万3,000円から6万5,000円という案内でございますが、このことにつきましては先ほど企画課よりも9月補正予算で予算を計上しているということをお話がありましたが、私どもでも賃料を予算計上いたしまして、この6万3,000円から6万5,000円という賃料を縮減、低減できないかという予算の裏づけをもって交渉をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。町といたしましては、新たに借り上げる住宅について、既に借り上げ型町営住宅として運営する上の町団地と同様に借り上げ期間を10年間、それから町が徴収する使用料を不動産事業者設定賃料、町が借り受ける賃料の60%程度、それから入居条件を上の町団地と同様として運営することを基本として調整したいと考えておりますし、今後不動産事業者との調整次第で賃貸契約を結んでいきたいと考えるところでございます。

なお、2枚目資料の裏側には町が借り受ける賃料と、それから町が入居者へ求める使用料のパターンごとによって町の負担額が変わってまいりますので、そのパターンごとの負担額を参考までお示しております。例えば設定賃料100%で借り上げて、定額2万円でお貸ししたということになると、町の負担額は10年間で3,168万円となりますし、設定賃料70%、空室率多分30%で見ているので不可能ではないと思いますが、利回りを考えるとちょっとこれは下げ過ぎかなと思いますが、例えば設定賃料70%で借りて、定額4万5,000円使用料を徴収したとすると10年間で14万4,000円プラスになるというような、そんなような見方をしていただければと思います。これは、参考までございます。

すみません、長々とですが、説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 移住、定住につきましては、先ほども内閣府の辻本さんにも答え等いたしましたが、やはり企画調整係長が言ったように一足飛びでこれが進んでいくようなものではないかと認識しております。全国で人口が減っている中で、これは取り合いになるという、移住してくださる方を全国で取り合いになるという状況が発生していますし、富岡町は特にほかの自治体よりも特別な環境であって、なかなか来ていただけないという状況が続くのかと思いますので、こちらはぜひ急ぐというよりは、一つ一つ着実に進めていっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ありがとうございます。まず、今般9月補正で計上させていただきまし

たのはお試し住宅の設置ということで、まず1か所からスタートしたいと思います。他自治体の先行事例として考えますと、四、五か所ほど準備した結果、使用頻度が多かったのは町なかだということも聞いています。その失敗例も参考にしながら、今回1つずつ丁寧に進めていきたいと思っています。その広がりを持って町内に新たな方々を住んでいただく候補地として選んでいただくよう、これからも着実に取り組んでまいります。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。一番大事なのは、情報を国などから仕入れて、一歩一歩着実に進めていくことが重要だと思っております。テレワークにつきましても、ニーズ調査等検討、こちらが非常に重要となってくるかと思いますので、こちらのニーズ把握に時間を割いていただいて、どれだけの規模のそいつたテレワーク施設、サテライトオフィス等必要なのか、そいつたものも時間をかけて検討していただければと思います。急いでやることによって、どんな業者でもいいから来てほしいとか、そいつた考え方で進めていただくと後々町が厳しくなってしまうような状況が生まれてしまうかと思いますので、そちらを注意していただいて一歩一歩着実にニーズを把握してやっていただきたいと思います。

あと、公共提供住宅の確保につきまして、このような形で町がしっかりとその施設を管理できる、経営できるように家賃設定なり、そいつたものも含めて今後検討して、この住宅だけではないですけれども、ほかの公共施設につきましてもそいつた経営の部分に関してしっかりと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、1点目のテレワーク関係、テレワークといいますか、サテライトオフィス関係のことでございますが、当然私の耳においても富岡町で、言葉悪いですけれども、時間を潰す場所が欲しいというのは多々聞こえております。ただ、それを潰すだけではなくて、しっかりと仕事をしていただくということも大事なことですし、後々にその企業が町に進出していただくというのが夢でございます。その点はじっくりと調査し、間違いない復興の歩みというものを取り組んでいきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 公共提供住宅の運営については、経営ということをしっかりと考えてくださいというようなご質問と捉えました。確かにそのとおりではあります、例えば公共提供住宅、町営住宅であれば町営住宅の設置趣旨が所得の低い方に低廉な住宅を提供するというのが趣旨でございますので、実は町営住宅、公共提供住宅、しっかりと経営というところが目的から実は成り立たないと思っていただきたいとお願いしたいと思っています。ある程度町の負担がなければ低廉な価格で提供できる住宅は確保できないと、申し訳ございませんが思っていただきたい。そういう観点から移住・定住促進住宅というところにつきましては、例えば移住者に対しての家賃補助だったり、移住者の

ために確保した住宅を、国庫で何とか面倒見てくださらないかというようなご相談も実はしているところでございまして、これが実現できれば議員おっしゃるようなある程度町の持ち出しが少ない形で住宅が運営できるだろうと。しかしながら、町営住宅という考え方方に立ちますと公営住宅法の縛りを受け、低廉な家賃の設定をしなければなりませんし、支出については住宅使用料で賄えるものではないということもありますから、なかなか経営というところの考え方には立てないというところはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。町営住宅については、私も管理したことがございますし、重々町営住宅の在り方というのは分かっております。しかしながら、今回確保されるところはあくまでも移住者が来て仮で住んでいただくような住宅ですので、通常の町営住宅とは意味合いがちよつと違うのかなと、生活に困って住んでいるところではないと思いますので、経営プラスにすることとは難しいのかもしれないですけれども、通常の町営住宅、生活に困られている入居者の方、そういう部分ではなく、あくまでも富岡町に住んでいただいて富岡町のよさを知っていただくという方たちのための住宅だと思いますので、そういったところは通常の町営住宅よりかは賃料の設定を上げていただいて、少しでも手出しの少ないような形でやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議員ご指摘ごもっともなところもございますし、少し考え方すり合わせが必要なところもあると思います。少しすり合わせが必要だというところは、移住、定住に向かっていくために、移住、定住を希望される方々、実は近隣の町村での、ごめんなさい、取り合いという言い方は変になるかもしれません、そういう状況もありますので、ある程度のインセンティブというところを考えていかないとなかなか呼び込めないだろうというところもあります。そこのすり合わせはしていきたいし、それから住宅使用料に関しては公営住宅、町営住宅、それから近隣の民間住宅の経営を圧迫しないという様々なバランスを取らなければならぬということもありますので、あまり安くならず、あまり高くならずというところのバランスはしっかりと取っていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） あとないですね。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） この基本的な考え方で移住、定住政策進むのはオーケーですし、これに伴ってこの集合住宅を確保していくというのに関してはこの進め方でいいのかと思います。10年のこの建物に関しては、十分上の町のときにやって、結果として数年かかりましたけれども、次のステップが必要になったということは非常によかったですかなと思います。ただ、今2番議員さんも言っていたよ

うに、いろんなバランスを考えていくんだと思うのですけれども、最終的にこの集合住宅に入って終わったのでは、何にもならないことはないのですけれども、やはり長い定住だと一戸建ての家に、次のステップ、今始まろうとしているときに次のステップの話で申し訳ないのですけれども、やはり住み続けてもらうところまで考えて政策をつくっていただきたいと思います。これが始まるのと同時に次のステップにも進んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 確固たる次のステップというところについてはまだ整理されていないところでありますが、一つヒントというか、一つポイントになるのは町有地の活用なのではないかと思います。それを念頭に次のステップというところを組織横断的に考えていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 今6番議員の言った一戸建てというか、1つ要望なのですけれども、移住、定住にはお子さんがいっぱい来てもらわないと町というのは成り立たないのではないかと思って、子供を伸び伸びと育てる環境があるようなうちを貸すような感じで、やはり子供を増やしていくかないと駄目なので、その辺の施策もよく考えていただきたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） これまで復興関係で話をするとき、未来をつなぐという言葉を発信させていただきました。当然未来を担っていただきたい、そういうお子さんたちが大事だと思っております。今ご指導ありました伸び伸び成長できる環境というものを今後念頭に入れながら進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 所管のときに、私総務なのだけれども、全協でやるからということだったものですから、ちょっと申し訳ないのだけれども。これ見ると、説明見ると大膳町とか小浜とか、富岡町全体の発展を見たときに、やはりこれからリフレとか夜の森とかと言っているときに物件探しもできれば夜の森地区も探してもらいたい。そうでないと、富岡駅前のほうばかり発展して、夜の森発展しなくなってしまうので、もしこういう集合住宅でも一軒家でもいいですから、不動産屋にもし貸してくれるところがあって町で一括借り上げするのであれば、夜の森も確かに住民にとっては買物不便かもしれないけれども、いいよと、車で行ければ買物できるからとかということで我慢してもらって、夜の森も入れてもらいたいというのが要望です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご指導ありがとうございます。まさに議員おっしゃったとおり、内々に私はそのとおりだと考えておりまして、まずは実績づくりということもあります。着実に進めていく

という点の中で、町内を広げていく。特に特定復興再生拠点区域については、5年後の姿として1,600人住んでいただきたい。そこを狙っているということでございますので、政策的なこともあります。しっかりとその点については検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 1つだけ教えてください。

この中にあるPR動画等作成云々と出ているのですが、これはPRというのは必要だと思うのですが、簡単にどういう形を思っているのか、また作成したのか、それだけ教えてください。

○議長（高橋 実君） 短く頼む。

企画政策係長。

○企画課企画政策係長（吉田 豊君） 端的になるべくお答えさせていただきます。

PR動画につきましては、お試し住宅、こちらの疑似体験動画をつくって皆さんにPRをさせていただきたいと考えているものでございます。これと別に既存に当初予算に上げているものでございますが、町内施設の利活用促進も含めたPR動画も現在作成しているところであります。複層的に引き続き展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、移住定住促進事業について終わります。

説明者入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 5時50分)

---

再 開 (午後 5時52分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件7、県道小野富岡線高津戸工区の事業説明についての議題に入りますが、説明の前に福島県を代表しまして相双建設事務所道路・橋梁課、小水課長よりご挨拶をお願いいたします。また、各自名簿順に自己紹介をお願いします。

それでは、小水課長、よろしくお願ひします。

○相双建設事務所道路・橋梁課課長（小水欧貴君） 福島県相双建設事務所道路・橋梁課長の小水と申します。私、平成27年度、28年度の2年間、福島県から富岡町へ派遣させていただきまして、当時の拠点整備課に所属しまして、平成29年4月の避難指示解除に向けた曲田土地区画整理事業地を中心とした復興拠点整備に従事させていただきました。4年ぶりに相双地域に戻ってまいりまして、今年度から現職を務めさせていただいておりますが、県の立場から道路事業を中心としたインフラ整備を

通じまして、富岡町を含む相双地域の復興や地域の発展の一助となるように仕事を進めていきたいと考えております。今日は内容について説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、自己紹介をお願いします。

○相双建設事務所道路・橋梁課主任主査（野口文孝君） 相双建設事務所道路・橋梁課の野口と申します。よろしくお願ひします。

○相双建設事務所道路課課長（山口孝太君） 同じく相双建設事務所道路課長をしております山口と申します。よろしくお願ひいたします。

○相双建設事務所道路課主任主査（高久領欧君） 同じく相双建設事務所道路課の主任主査の高久と申します。よろしくお願ひします。

○富岡土木事務所道路・橋梁課課長（佐藤和志君） 富岡土木事務所道路・橋梁課長の佐藤と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 皆さんに余計なことかも分からぬけれども、県では2時半から待っていてもらいましたので、質問もあくまでも県からのこの事業に対する説明ということで、どうしてもというところだけにしてください、質問は。

それでは、説明を小水課長より求めます。説明は着席のままで結構ですので、よろしくお願ひします。

小水課長。

○相双建設事務所道路・橋梁課課長（小水欧貴君） それでは、福島県相双建設事務所が進めております県道小野富岡線高津戸工区の事業概要等につきまして、JR等の関係機関との協議がある程度調いまして事業の進捗が図られたことから、お手元にお配りしましたA4横の全員協議会資料7番の県道小野富岡線高津戸工区の事業概要についてと書いてある資料を用いてご説明させていただきます。

資料の右下にページ番号を振っておりまして、表紙をめくっていただきまして1ページを御覧ください。まず、県道小野富岡線の事業説明の前に、県全体の復興に向けた道路整備の考え方をご説明いたします。福島県では、ふくしま復興再生道路ということで避難指示区域等の復旧・復興、住民の帰還の促進、地域の持続的な発展の促進などを目的に地図で赤い囲みで示した対象エリア内の主要都市等を結ぶ幹線道路につきまして全部で8路線29か所を対象として、ふくしま復興再生道路として位置づけ、重点的に整備を進めております。現在29か所のうち約半分ほどの箇所で整備が完了しております、残りの箇所につきましても令和7年度の第2期復興・創生期間内の早期完成を目指して整備を進めています。今回ご説明いたします県道小野富岡線高津戸工区につきましても、ふくしま復興再生道路に位置づけて整備を進めているところです。

2ページを御覧ください。ここからは、小野富岡線高津戸工区の現況や事業計画、今後の予定の順にご説明いたします。まず、地図の水色の線で表示しております小野富岡線の現況ですが、常磐道常

磐富岡インターチェンジから国道6号へアクセスする場合、小野富岡線に沿って進行しようとしますと写真の左下に示しておりますとおり、JR常磐線手前で左に屈曲しております、その後写真の右下に示しておりますとおり、常磐線のアンダーのボックスを通る手前で急カーブとなっており、円滑な交通の妨げとなっております。また、こういった小野富岡線の現道の状況があることにより、現在の小野富岡線のルートを避けるように常磐富岡インターチェンジからJR常磐線を横断し、国道6号へ直進を選んだ場合、夜の森地区の生活道路を通過交通として通り抜けることが現状として問題になっております。福島県では、こういった問題を解決するために今回バイパス道路の道路整備を進めているところです。

3ページを御覧ください。次に、具体的な事業計画をご説明させていただきます。こちらに示している地図は、事業区間の全体を表しております、左側が常磐道の常磐富岡インターチェンジ方面となっております。青丸で表示した起点からJR常磐線までの赤点線で示した2キロの区間につきまして、現在ある県道小野富岡線の北側の山間部をバイパスとして整備するルートになります。整備箇所の主なポイントとしましては、バイパス道路として現在からルートが変更になることから、起点につきましては交差点①ということで、新しくできるバイパス道路から現道へは右折レーンで接続するような形になります。終点につきましては交差点②ということで、町道に交差点を設けるようになります、こちらについてはJRボックスからの見通しを確保するために安全性を考慮しまして、JR交差部出口から離した位置に設置するような形になります。留意点としまして、新しくできるバイパス道路が将来的に交通量が多くなりまして、主要な道路ということになりますので、もとある道路につきましてはそのバイパス道路に取りつく形になりますので、現在から道路形状が変更となります。また、バイパス道路の途中に境川を横断する箇所がありまして、この箇所につきましては橋梁を整備することになります。JR常磐線との交差点につきましては、現在JRアンダーボックスの南側にもう一つのアンダーボックスを造ることになります、国道6号へ向かう車線と国道6号から入ってくる車線を分離した構造となります。資料の下に整理しておりますけれども、このバイパス道路を整備する効果として大きく3つ挙げられます。1つ目は円滑な交通確保ということで、ルートが変わり、道路線形がよくなることによりまして、常磐富岡インターチェンジから国道6号へのアクセスが向上するとともに、これまで懸念材料でありました夜の森地区の生活道路への通過交通の流入を軽減させる効果があります。2つ目は利便性の向上ということで、小野富岡線はこの高津戸工区以外にもふくしま復興再生道路と位置づけして整備を行っている工区がありまして、路線全体として俯瞰しますと各工区が共用することによりまして浜通り地方と中通り地方の往来の利便性が向上する効果があります。3つ目は産業振興への貢献ということで、常磐富岡インターチェンジから国道6号までのアクセス性が向上することによりまして、常磐富岡インターチェンジ周辺の物流や観光交流が活性化される効果があります。

4ページを御覧ください。ここからは、バイパス道路の主なポイントについて詳しくご説明いたし

ます。4ページは、常磐富岡インターチェンジ側の起点部付近の説明になります。黄色で示したのが新しくできるバイパス道路になります。茶色が現在の県道小野富岡線ですが、バイパス道路整備後は黄色のバイパス道路の交通量が多くなり、主の道路となることから、現道の小野富岡線は赤丸で示したとおり、現在から道路線形が変更になります。よって、常磐富岡インターチェンジから夜の森方面へ向かう場合につきましては、一旦この交差点のところで右折してから進行するような形になります。逆に夜の森方面から常磐富岡インターチェンジへ向かう場合は、現道から一旦左折してバイパス道路に進入するような形になります。

5ページを御覧ください。こちらは、バイパス道路において境川と交差する部分になりますが、こちらについては橋梁で計画しております。本年度中に設計を固めまして、来年度以降に工事を進めていきたいと考えております。

6ページを御覧ください。こちらは、JR常磐線側の終点部になります。ポイントとしては大きく2つあります。1つ目は、JR常磐線付近におきまして現在の県道小野富岡線と富岡町道の清水前蛇谷須線との交差点は現在JRボックスの出口付近にありますけれども、新しいバイパス道路につきましては町道清水前蛇谷須線との交差点をJRのボックスから約200メートルほど西側に離れた、図面でいきますと赤丸で示した位置にすることによりまして見通しを確保しまして、交通の安全を確保するようにします。2つ目は、JR常磐線との交差部になります。ここについては、現在通行しておりますボックスの南側へJRの受託工事によりましてもう一つのアンダーボックスを施工するような形になります。バイパス道路としましては、国道6号へ抜ける交通と国道6号から入ってくる交通を分離した構造にします。これらに伴い、JR常磐線のボックスの出口付近では交通安全の観点から町道清水前蛇谷須線や現道からバイパス道路へ合流できなくなります。蛇谷須地区から夜の森地区へ向かう場合には、一旦この新しくできるJRボックスから200メートル離れたところに新しくできます新しい交差点を横断することになります。現在より道路利用が若干不便になるという形になります。なお、こちらにつきましては生活道路として利用しております蛇谷須地区の皆様を対象にした説明会を令和3年の7月30日に富岡町、7月31日にいわき市、8月1日に郡山市の3つの会場で開催しまして、この道路計画について特に異論はございませんでしたので、この計画で進めていきたいと考えております。

次、資料3ページにちょっと戻っていただきたいのですけれども、この道路事業の現状と今後の予定についてご説明いたします。今年度につきましては、赤の点線で示した約2キロのバイパス道路計画のうち、境川をまたぐ橋梁やJR交差部のボックス工事を除くほぼ全区間について用地取得を進めるとともに、既に用地を取得した部分については道路改良工事をもう既に契約しております。現在事業を進めているような状況です。それらの工事が順次終わりましたら、最終的に舗装工事をして、道路として供用するような形になります。なお、このバイパス道路の開通時期につきましては、第2期復興・創生期間内の令和7年度を目標としておりますが、地権者との交渉であったり、JRとの協

議がまだ完全に終わっておりませんので、現時点では具体的にお示しできませんので、ご了承いただければと考えております。

最後になりますが、これから様々な工事が本格化してまいります。工事箇所に隣接する町民の皆様におかれましては、今後工事車両の通行や一時的な規制等で協力をいただくことがあると思われますので、その都度丁寧な周知等を行うことにより、事業に対する理解を得ながら工事を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

これで福島県相双建設事務所が整備を進めております県道小野富岡線高津戸工区の道路事業の説明について終わらせていただきます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 交差点2か所の信号の設置の有無教えてください。

○議長（高橋 実君） 小水課長。

○相双建設事務所道路・橋梁課課長（小水欧貴君） 警察との公安協議は既に終わっております、今のところ信号につきましては必要ないということで形になっているのですけれども、ただこの前の蛇谷須地区の説明会では信号を設置してくれという要望がありましたので、信号の設置については引き続き警察と協議してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 6ページの資料にあるように、蛇谷須地区の進入、出入りについてはバイパスとクロスというか、完全な十字路になると思うので、できれば地域住民の声に応えて、ここは私も信号が必要だと思いますので、検討をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 6ページのところなのですけれども、十字路に交差点を動かすのはもう仕方がないことだと、すみません、西側に移すのは仕方ないことだと思うのですけれども、相当この坂、下り坂を下りてきて、左に回って、右に回って、大分クランクのようになるのですけれども、これは県で造っていただける道路なのでしょうか、それとも町で造る道路なのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 小水課長。

○相双建設事務所道路・橋梁課課長（小水欧貴君） 県の施行範囲としましては、このバイパス道路が影響する範囲までの施行範囲ということになりますので、その範囲を越えた部分につきましては、県としては整備しない形にはなります。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ごめんなさい。はっきり聞けばよかったです。この6ページの黒い線でぐ

っとRになっているところは、この道路は県で造っていただけるのですかということでした。すみません。

○議長（高橋 実君） 小水課長。

○相双建設事務所道路・橋梁課課長（小水欧貴君） 6ページの図面にあります黒い線で書いてある部分につきましては、県で工事するような形になります。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 以前県で全協来ていただいたときに、県道全般についてちょっとご説明いただいたて、私質問したことあったのですが、このところも以前から、震災前から計画入っていたと思うのですが、前回全協来ていただいたとき、数年前ですが、平成32年完成目標というようなお話を聞いていた気がするのです。もうもはや令和2年を超えてますので、これだけ遅れてしまった理由と、先ほど令和7年まだ確約できないというようなお話をしたが、逆に言うと令和6年できましたというようなお話していただけるように頑張っていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 小水課長。

○相双建設事務所道路・橋梁課課長（小水欧貴君） 事業につきましては、いろいろ計画のこちらの見直しとかがございまして、それで事業がちょっと遅れてしまいまして、そこら辺はちょっと申し訳ないと思っていますけれども、ただ今国でも令和7年度まで第2期復興・創生期間ということで担保をいただいている期間がありますので、何とかそれに向けて、それを目標に事業は進めていきたいとは考えております。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） よろしくお願ひいたします。

あと、すみません、今回は小野富岡線ということだったのですが、町内の県道、広野小高線であるとか、富岡大越線であるとか、少し狭い部分であるとか、広野小高線はまだ開通もしていないという状況なですから、ぜひ早めに開通していただくとか、町内いいところを通っている富岡大越線、かなり狭い場所もありますので、あの辺りもぜひ整備計画を上げていただけると助かりますので、それは要望しておきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件7、県道小野富岡線高津戸工区の事業説明について終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 6時13分)

再開 (午後 6時18分)

○議長 (高橋 実君) では、再開いたします。

次に、付議事件5、富岡駅前商業活性化事業についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長 (坂本隆広君) 引き続きまして、産業振興課より富岡駅前商業活性化事業についてご説明させていただきます。

本事業につきましては、駅前にぎわいづくりや買物環境の向上を目的に、昨年度町が取得した保留地の一部を商業区画として貸し出すものであります。本日は、その内容につきましてご説明をさせていただきます。また、富岡駅に併設されておりますさくらステーションK I N O N EのリニューアルにつきましてJRより協議を受けており、現在富岡観光協会が駅前に移転し、商業区画に進出する企業等と連携し、にぎわい創出に向けてどのような事業展開が可能かを協議を進めております。今後観光協会移転後の取組内容やスケジュール等が決定しましたら議員の皆様にご報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

資料の説明につきましては、商工観光係の山口主査より行いますので、よろしくお願ひいたします。  
以上です。

○議長 (高橋 実君) 主査。

○産業振興課商工観光係主査 (山口 学君) それでは、全員協議会資料ナンバー5、富岡駅前商業活性化事業について説明させていただきます。

まず、貸付予定箇所、賃料についてでございます。当該箇所については、令和2年度に曲田土地区画整理地内の保留地約1,200平米を駅前にぎわい創出、それから買物環境のさらなる向上を目的に町が購入したところでございます。こちら、図面のいう場所については42-4街区ということで、当該箇所については8区画に分割して貸出しを行うところでございます。賃料については、年額7万円から10万円程度となっており、算定については町行政財産使用条例に基づき、記載の計算式のとおり計算されているところでございます。

続きまして、2番、土地の位置づけ・貸付条件についてでございます。今回貸付けが想定されるケースとして、自ら営業される事業者並びにテナント運営事業者の2通りが想定されるものと考えております。町は、それぞれの事業者と土地賃貸借契約を締結することとしております。続いて、貸付条件について説明いたします。まず、①番、原則町が指定する業種とし、10年間は同事業を実施していくこととします。続きまして、②番、1階部分は店舗といたします。ただし、2階以上に関しては業種制限を設けません。④番、契約は土地賃貸借契約とし、事業用定期借地権を設定するものといたします。⑥番、賃貸契約成立後2年以内に事業を開始していただくこととします。⑧番、複数区画の借地については可といたしますが、②の条件から駐車場等の店舗と関係ないものについては使用は認めないことといたします。

裏面を御覧ください。続いて、指定対象業種についてご説明させていただきます。基本的にはこちらに記載の事業者を対象としていきたいと考えております。これらの業種については、町民生活に密接に関連している事業者を選定しているところでございます。また、補足としまして今回製造業については対象業種としておりませんが、小分類が製造小売業、いわゆるパン屋であったり、それから豆腐屋とか、そういうしたものに関しては対象としていきたいと考えているところでございます。

続きまして、用途の制限についてでございます。こちら、近隣商業地域に属しているということをございまして、記載のとおり用途制限があるところでございます。

最後になりますが、スケジュールについて説明させていただきます。今回土地の貸付けに当たりまして、良好な商業区画を形成するため実効性、それから継続性の観点から貸付審査を実施いたします。それらを踏まえまして、10月に要綱を制定いたしまして、11月から公募開始をいたします。それから次年度に持ち越しまして、5月に審査を実施いたしまして、6月以降順次土地賃貸契約を締結するものとしているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） こちらの貸付事業、町の発展には必要なことだと思っております。その中でこの事業者を決定する際の査定する方たちのメンバーというか、職種というか、そういうものはお決まりでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、最終的にこちらの募集があって決定をする方につきましては、府内の課長クラスにおける選考委員会のメンバーとさせていただきたいと考えております。今うちで想定しているのは、基本的には町の350万円の補助金であったり、県の補助金の活用が多分見込まれると考えております。その時点で、県におきましては金融機関のメンバーであったり、専門機関のまず審査を受けます。町につきましても、町外の事業者についても350万円を出しますよというようなことで始まっておりますので、そちらについても改めて金融機関の職員であったり、日本政策金融公庫の方について依頼をしていますので、そういうところでチェックをさせていただいて、最終的には課長クラスの選考委員会で決定をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 10年間は実施することということではありますが、やはりそういった事業計画等しっかりしていないとなかなか10年間継続できないなんていう部分も出てくるかと思います。そうなった場合に、建物等の解体等されずに逃げられてしまうとか、そういうことのないようにぜひ

……まず選考委員会としては課長ということなのですけれども、この補助金の350万円を申請を受ける段階で金融機関の方たちとかの査定があるということで、できればそういったところを一度介して、この補助金を使わないで借りようとする方たちにつきましては……350万円の補助金を使う方につきましては金融機関等の方たちの査定もあるということでいいかと思うのですけれども、これを借りない、補助金を申請しないというような事業者の場合、事業計画であったり、財務状況であったり、そういういったものは課長の方たちだけで判断ができるのかどうなのか、心配なので教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 補助金等使わないで自己資金で建てるということであれば町の審査だけになってしまいますので、そこについてはなかなか町職員だけで将来性について10年間の見込みというのを判断するのは難しいですので、そこにつきましては先ほど言ったメンバーであったり、あと商工会等にも相談しながら、そういうところで意見をいただいて判定の基準とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この駅前商業施設活性化事業の貸付け予定箇所の地積、面積これ結構あるのですけれども、実際これだけあるのでしょうか。広さ。の1点と、あと貸付条件なのですが、今2番議員さんが言ったのと同じ質問なのですけれども、かなりやっぱりこの駅前商業施設、今の時点ではなかなか難しいのかなと思うのです。そういう中で、事業を継続するにはかなりの努力が必要なのかなと思うのです。そういう中で、町の土地を貸し付けて、例えば空き店舗になってしまったりすると、やっぱり最終的にはそういう店閉めるような状況のときには、当然解体して土地を返すという条件が入るのでしょうかから、その条件入れても当然店を閉めるような状況のときにはいなくなってしまうとか、いてもなかなか解体費用が出てこないとか、いろんな面で残るケースが多分できてしまうのかなと。そういう場合に何をもって契約を履行するかというと、やっぱり保証人とか、そういうものをきちっとつけなければなかなか履行できないと思うのです。保証人についても審査委員会ではなかなか見極めることが大変だということで、これ保証協会とか、何かいい方法ないのですかね。私はちょっと思いつかないのですが、事業者であれば銀行から借入れして保証協会とかいろんな手法があるかと思うのですが、そういう手法、ちょっと勉強してみてください。でないと、駅前一番メインストリートが空き店舗とか閉めたままの状態になってしまったのでは、本当に廃墟のような感じに見られて、ますます復興にブレーキかかってしまいますので、ぜひその辺を気をつけていただきたいというお願いです。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ご意見ありがとうございます。確かに建ててもらって、そこから営

業がちょっとうまくいかなくなってしまうというような状況、これは避けたいと思いますので、ご意見いただきました保証関係、そこについてちょっとこちらで確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

あと面積につきましては、一応この面積で合っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 貸付条件これだけなのかどうかちょっと分からぬのですけれども、建物に関するところがあまりないのかなと思っていて、以前プレハブなんて置かれてしまったらどうするのみたいな話もあったと思うのですけれども、何らかの条件つけるか、つけないのか、その辺りちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 建物の要件につきましては、これまで駅前にぎわい検討委員会であったり、町内の復興推進会議でもいろいろと構造であったり、あとは壁とか屋根の色、そういうところについて統一できないのかなんていう意見はありました。今回改めて課内で調整したのですが、基本としましてできるだけ早くここで商業というか、お店をやっていただきたいところがありますので、あまり制限をしてしまうと逆に応募する方が少なくなってしまうようなことがあります。そこで、今回曲田地区については地区計画ということで、そういう色の制限であったりというのがありますので、ある程度そこの曲田地区の地区計画の中身をちょっと合わせた形で、その程度の制限をかけることは検討していますが、プレハブでは駄目ですよとか、そういうところについては今のところは検討はしていないところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 多分今プレハブというのは、置くタイプのやつの話をしているのでしょうかけれども、やはり町の土地なので、建築基準法上の建物としての安全性は必ず取ること。プレハブだからといって確認申請取れることではないので、プレハブがいい悪いではなくて、そういうきちっとした登記ができる建物ということはあったほうがいいかと思うのですけれども。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。今のような要件のところ検討させていただいて、公募要綱でちょっと入れていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） あとありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、富岡駅前商業活性化事業についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 6時32分)

---

再 開 (午後 6時33分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件6、富岡町下水道事業経営戦略に基づく汚泥の共同処理事業についての説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参考兼都市整備課長（竹原信也君） 今回都市整備課からは、今年3月3日の議会、全員協議会でご説明させていただき、公表いたしました富岡町下水道事業経営戦略に基づき、汚泥の共同処理として現在進めております双葉町との事務の委託について協定、規約がまとまりましたので、ご説明させていただき、ご指導をいただくものであります。

説明は下水道係長からさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 下水道係長。

○都市整備課主任兼下水道係長（渡邊修二君） それでは、資料6、富岡町下水道事業経営戦略に基づく汚泥の共同処理事業について説明をさせていただきます。

まず、資料の表紙をめくっていただきまして、1枚目が今回の説明の本題となる部分でありまして、汚泥の共同処理に関する富岡町と双葉町の規約案になります。これにつきましては、最後に説明させていただくこととします。

資料を1枚めくっていただきまして、別紙1、下水道事業共同化の概要という資料を御覧ください。現在下水道事業におきましては、事業を効率化させ、保有施設の維持管理費等の固定的経費圧縮を目指しまして、近隣の双葉町及び浪江町と事業の共同化について協議を進めております。来年度より浄化センターやマンホールポンプ場などの運転管理業務を3町で同一の事業者へ発注し、業務量増加によるスケールメリットを生かし維持管理費を削減することや、事務の簡略化等にも取り組んでおります。その取組の一環として、双葉町から発生する余剰汚泥を富岡浄化センターに集約し、脱水処理することとしております。

資料を1枚めくっていただきまして、別紙2、地方自治法による手続という資料を御覧ください。先ほど申しました双葉町から発生する汚泥を富岡浄化センターで脱水処理することを汚泥の共同処理と呼んでおりまして、このことが地方自治法第252条の14によります事務の委託に位置づけられます。資料は、その事務の委託に関する手続の流れを示しております。まず、赤色実線で囲まれた部分が現在において完了している手続で、青破線で囲まれた部分が議会の議決をいただくことを含んだこれから進める必要がある手続になります。現在は、資料に赤文字で示しておりますが、富岡町、双葉町が

協議により事務の委託に関する規約の案を取りまとめたところでございます。この規約案の内容に沿って、両町間で協議を進めることに關しまして議会の議決をいただきたく、9月定例議会にてご審議いただく予定でございます。議決をいただけた場合は、富岡町、双葉町の両町長の協議を経まして、告示及び県知事への届出を行い、手続が完了となります。

資料2ページ戻っていただきまして、先ほど申しました規約の案につきまして内容を説明いたします。富岡町と双葉町との下水道事業に関する事務の委託に関する規約案でございます。第1条、目的で、この規約は地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、双葉町の下水道事業に関する事務の一部を富岡町に委託することについて必要な事項を定めるものとするということでございます。以下、双葉町を甲、富岡町を乙と表現してございます。

第2条、委託事務の範囲でございますが、甲は下水道事業に係る事務のうち汚水処理の過程で生じる汚泥の脱水に関する事務の管理及び執行を乙に委託し、乙はこれを受託するものということでございます。

第3条は、委託事務の管理及び執行方法でございます。第3条、委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則、その他の規程の定めるところによるものとするということでございます。富岡町の条例、規則その他の規程によりまして執行されるということがここに書いてございます。

第4条は、経費の負担ということでございます。第4条、委託事務の管理及び執行に関する経費は甲の負担とし、甲はこれを乙に納付するものとするとしてございます。

2番、前項の経費の額は甲及び乙が協議して定める。この場合において乙はあらかじめ経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならないとしてあります。

3、第1項の規定による経費の納付は、甲が乙に汚泥を搬入した年度ごとに納付するものとするという取り決めてございます。

主な内容はこのようなところでありますて、一番下、附則でございますけれども、この規約は令和4年4月1日から施行するということでございまして、双葉町の下水道事業が供用再開されるこの事業を、来年度の4月1日よりこのような取組を行っていきたいという規約となってございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 初めは双葉町のこの事業の事務だけを行うのかと思っていましたが、後ろを見させてもらったら富岡浄化センターで双葉町の下水汚泥を集約し、脱水するとなっているのだけれども、これ線量とか、そういう心配はないですか。

○議長（高橋 実君） 下水道係長。

○都市整備課主任兼下水道係長（渡邊修二君） お答えいたします。

双葉町から搬入される汚泥の線量の件でございますけれども、もちろん搬入前には線量の分析を行いまして、基準となるもの以上のものはもちろん搬入して富岡で処理するということはないという取決めでございますが、この規約にはその細部のところまではまだ入れておりませんけれども、大まかな費用の負担ですとか、双葉町が委託をし、富岡町が受託をするという、そういう大きな枠組みの中の規約でございます。費用の額の取決めとか、線量の分析等の取決めはこれからになります。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 汚泥の処理の委託を受けるということですが、町村間で足りない部分を手を携えてやっていくってすばらしいことだと思うのです。1点だけお聞きします。今急遽のこういう状況ですので、当座の考えで取りあえず受託をするのか。また、それが人口あまり増えていかなかつた場合には、富岡の浄化センターはかなりの能力ありますので、向こう10年とか20年能力のある限りは受託を契約してやっていくのどうか、その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 下水道係長。

○都市整備課主任兼下水道係長（渡邊修二君） 委託、受託の期間ということでございますけれども、双葉町の今の下水道の使用される状況が明確なものとはまだなってございません。来年度からの供用を再開するということで浄化センター等今直している工事、その最中でございます。来年度当初には準備宿泊のようなものが始まるという予定もございますので、正しく今後の双葉町からの汚泥の量というのを評価できない中ではございます。余剰汚泥を引き受けるということでございますので、使い始めからすぐに、例えば令和4年度から汚泥がどんどん来るのかということとはならない見通しでございます。その経過を見ながら取決めを行っていくということですが、まず10年とか、そういう規模感も今見通せないですが、富岡町に汚泥を受け入れるということで、双葉町に汚泥の脱水機という施設を造らなくていいということのメリットも地域としてございまして、富岡町の脱水機の稼働率が上がるというのも富岡町のメリットでございまして、一応そういったところを見通してやってございます。そのバランスが崩れてくるような時期になれば、双葉町の施設を造っていただくとか、そういう判断が出てくると思いますが、当初少ない量の汚泥となる見通しでありますので、今後その状況を見極めていきたいと考えているところです。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。ちなみに、今まで、今年度いっぱいはどういった手法でやつていらっしゃったんですか。作業員のトイレとか、いろんな場所に多分あると思うのです。そういう部分、今までどこに持つていていたのですか。分からなければいいです。

○議長（高橋 実君） 下水道係長。

○都市整備課主任兼下水道係長（渡邊修二君） 今双葉町の状況だとは思いますが、完全な供用開始、再開にはまだ至っていない状況ですので、くみ取りですとかそういった対応でされていると思います。

準備宿泊が始まる時期と今令和4年4月というのがちょっとずれており、そのずれた準備宿泊の時期には仮設の処理施設を設けると双葉町からは聞いているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件6、富岡町下水道事業経営戦略に基づく汚泥の共同処理事業についてを終わります。

説明員の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 6時45分)

---

再 開 (午後 6時45分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、報告事項に入ります。報告事項1、町立小学校の校章の決定についての説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お疲れさまでございます。早速説明に入りたいと思います。着座にて失礼いたします。

新校の校章につきましては、6月の全員協議会におきまして募集の結果や一次選考結果を皆様にご報告したところがありました。その後一次選考結果で選んだ5点について児童生徒にアンケートを行った上で、再度教育委員会や町総合教育会議で協議、調整を行った結果、資料にあります作品を校章として決定したものです。選びました校章は、富岡町小良ヶ浜出身のセキネシゲキ氏がデザインしたものであり、本町をよく知る同氏が図案意匠にありますとおり、これから町、新しい学校への愛着と期待を込めてつくられたものであると受け止めており、新しい学校にふさわしい校章だと考えております。新校移行へもあと7か月となりましたが、今後も遺漏なく開校できるよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして報告事項1、町立小中学校の校章の決定についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議員からは何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉 会 (午後 6時48分)